

特定非営利活動法人
日本医学図書館協会

要 覧

2013



特定非営利活動法人
日本医学図書館協会

<http://jmla.umin.jp/>

目 次

1. 協会の現状

1. 1	協会の組織	5
1. 2	平成 25～27 年度重点事業目標	8
1. 3	役員名簿	9
1. 4	評議員名簿	9
1. 5	地区会事務局名簿	9
1. 6	部会名簿	10
1. 7	委員会等名簿	10
1. 8	協会関連名称の英語表記	15

2. 活動報告（平成 24 年度）

2. 1	行事一覧	21
2. 2	会員の動向	21
2. 3	総務会活動	22
2. 4	委員会活動	24
2. 5	部会活動	39
2. 6	研修会	40

3. 規程集

3. 1	定款	43
3. 2	細則	
3. 2. 1	入会及び退会に関する細則	52
3. 2. 2	役員の選任方法に関する細則	56
3. 2. 3	地区会に関する細則	60
3. 2. 4	評議員及び評議員会に関する細則	61
3. 2. 5	総会運営に関する細則	63
3. 2. 6	理事会の運営に関する細則	66
3. 2. 7	名誉顧問及び会友に関する細則	68
3. 3	規程	
3. 3. 1	総務会規程	69
3. 3. 2	委員会規程	69
3. 3. 3	中央事務局規程	72
3. 3. 4	資産管理規程	73
3. 3. 5	旅費規程	74
3. 3. 6	教育・研究規程	75
3. 3. 7	ヘルスサイエンス情報専門員認定資格規程	79
3. 3. 8	研究助成費及び海外研修助成費給付規程	82
3. 3. 9	奨学基金規程	91
3. 3. 10	協会賞・奨励賞授与取扱規程	92

3. 3. 1 1	協会所有電子資料利用規程	95
3. 4	その他	
3. 4. 1	委員会内規抜粋版	98
3. 4. 2	部会に関する内規	103
3. 4. 3	他機関との協力に関する内規	104
3. 4. 4	謝金に関する内規	105
3. 4. 5	受託事業作業費に関する内規	107
3. 4. 6	刊行物保管に関する内規	108
3. 4. 7	相互利用規約	108
3. 4. 8	アンケート調査実施に関する申合せ	109
3. 4. 9	アンケート調査結果の保存・公開に関する要領	109
3. 4. 1 0	医学図書館員基礎研修会実行委員会実施マニュアル、会計マニュアル	109
3. 4. 1 1	医学図書館研究会・継続教育コース実行委員会実施マニュアル、会計マニュアル	109
3. 4. 1 2	病院部会運営に関する申合せ	109

4. 資料編

4. 1	略年表	113
4. 2	名簿	
4. 2. 1	歴代会長	117
4. 2. 2	名誉顧問	118
4. 2. 3	会友	119
4. 2. 4	会員名簿	120

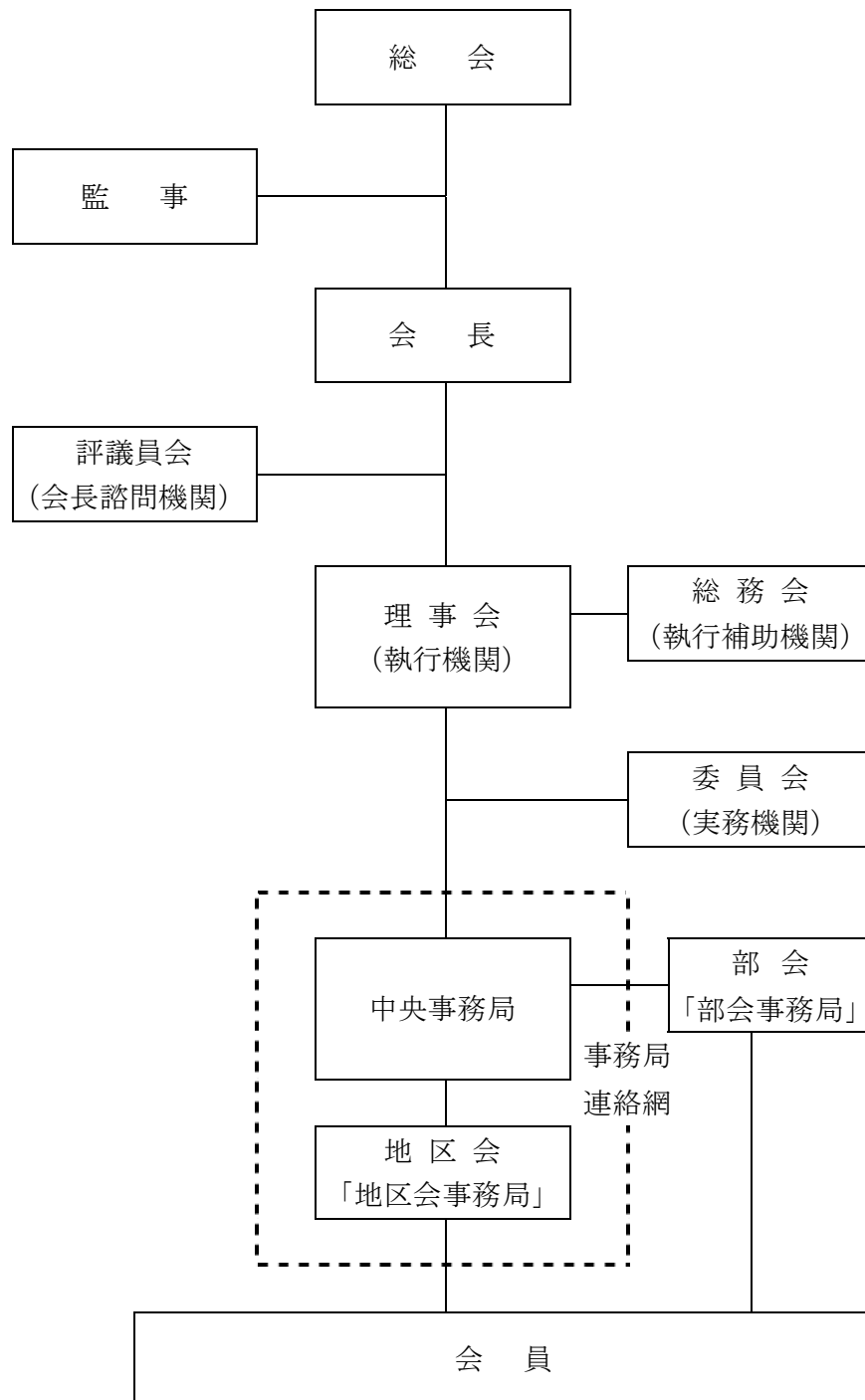
中央事務局案内

編集後記

協 会 の 現 状

1 協会の現状

1. 1 協会の組織



総 会 法が規定する社員総会として通常総会と臨時総会があり、構成員をもって構成する。(定款 第24～26条)

監 事 立候補による者と地区会からの推薦により、総会で選任された1名以上3名以内で構成し、理事の業務執行状況及び本会の財産を監査する。(定款 第12～14条)

会 長 本会を代表し、その会務を統括する。(定款 第14条)

評議員会 (会長諮問機関)

地区会推薦と会長指名による評議員9名以上11名以内で構成し、会務に関する事項について、会長の諮問に応じて審議する。(定款 第23条、評議員及び評議員会に関する細則)

理事会 (執行機関)

立候補と地区会からの推薦により、総会で選任された理事9名以上14名以内で構成し、会務を執行する。(定款 第12～14条、第35条、理事会の運営に関する細則)

総務会 (執行補助機関)

本会の日常業務を円滑に執行処理するために理事会の下に設けられた機関で、専務理事と会長が指名する若干名の理事で構成する。(定款 第19条、総務会規程)

委員会 常設と臨時があり、平成25年度は次の17委員会を理事会の下に設置する。
(定款 第20条、委員会規程)

常設 企画・調査委員会

機関誌「医学図書館」編集委員会

出版委員会

広報委員会

雑誌委員会

教育・研究委員会

医療・健康情報委員会

認定資格運営委員会

受託事業委員会

協会賞・奨励賞選考委員会

国際交流委員会

組織・制度委員会

臨時 国立ヘルスサイエンス情報センター検討委員会

専門職能力開発委員会

医学図書館員基礎研修会実行委員会

医学図書館研究会・継続教育コース実行委員会

総会組織委員会

部会 (部会事務局)

構成員をもって構成し、本会の事業遂行のため特定主題についての活動を行う。

(定款 第22条、部会に関する内規 第2条)

中央事務局

本会の事務を処理するために設けられた機関で、事務局長とその他必要な職員で構成する。(定款 第57条、中央事務局規程)

地区会 (地区会事務局)

構成員をもって構成し、全国に8地区会を置く。各地区会には事務局を置き、本会の事業遂行に必要な地域的活動を行う。(定款 第21条、地区会に関する細則)

会 員 本会の会員は、正会員A・B、正会員個人、協力会員及び維持会員(個人及び

団体)の5種。(定款 第6条)

平成25年8月1日現在の会員数は、次のとおりである。

正会員A	98館
正会員B	41館
正会員個人	103名
協力会員	2機関
維持会員(個人)	2名
(団体)	19機関

1. 2 平成 25（2013）年度～平成 27（2015）年度 重点事業目標

A. 社会貢献するために

1. 信頼性の高い医療・健康情報の流通を促進する。
2. 診療ガイドライン作成支援等、受託事業の質向上と制度化を進める。
3. 国立ヘルスサイエンス情報センター設立への基盤作りを行う。
4. ヘルスサイエンス情報専門員のブランディングを展開する。
5. 保健・医療関連図書館の「機能評価制度」構築を準備する。

B. 会員の権利と義務のために

1. 会員の権利と義務を明確にし、協会全体の合意とする。
2. 専門職能力開発プログラムを完成、具体的実施への移行段階に入る。
3. 会員の研修・教育機会の均等化を図る。
4. 会員に対するリソース契約支援を強化する。

C. 運営の安定化のために

1. 会員の執行部及び委員会活動への参画を奨励する。
2. 各事業すなわち各委員会活動の連携を図る。
3. 総会、役員会、委員会等、協会活動の継続性と標準化を図る。
4. 中央事務局のあり方を検討し、業務再整備とともに事務能力を強化する。

D. 望ましい組織であるために

1. 本会に最適な法人種類を再考する。
2. 分野が重なる図書館団体との連携・統合の可能性を探る。
3. 業務上関わりが深い各種団体との交流を継続、発展させる。
4. 各国の保健・医療関連図書館団体との交流を促進する。

1. 3 役員名簿

(平成 25 年 8 月 1 日現在)

会 長	福 井 次 矢	(聖路加医)	
専務理事	坪 内 政 義	(愛 医 大)	総務会
理 事	青 木 裕 子	(天 理 病)	企画・調査
	磯 野 威	(個 人)	機関誌編集、出版、財政
	河 合 富士美	(聖路加医)	総務会、受託事業
	北 川 正 路	(慈 恵 大)	総務会、広報、組織・制度、財政
	児 玉 閱	(東邦大医)	総務会、雑誌
	酒 井 由紀子	(個 人)	認定資格運営、専門職能力開発、国際交流
	平 紀 子	(個 人)	教育・研究、医療・健康情報、協会賞・ 奨励賞選考
	山 田 久 夫	(個 人)	国立ヘルスサイエンス情報センター検討
監 事	小野澤 繁 雄	(埼 医 大)	
	作 野 誠	(個 人)	

1. 4 評議員名簿

(平成 25 年 8 月 1 日現在)

評 議 員	鈴 木 雅 子	(旭 医 大)	北海道地区会
	山 田 奈 々	(青森保健大)	東北地区会
	森 戸 重 男	(獨協医大)	関東地区会
	塩 原 則 子	(松 歯 大)	北信越地区会
	久 田 睦 美	(名市大川澄)	東海地区会
	南 方 政 英	(和医大紀)	近畿地区会
	若 本 明 美	(放 研)	中国・四国地区会
	高 原 秀 典	(九 大 医)	九州・沖縄地区会
	新 谷 知 之	(東海大伊)	会長指名
	時 実 象 一	(個 人)	会長指名
	野 坂 美恵子	(東 医 大)	会長指名

1. 5 地区会事務局名簿

(平成 25 年 8 月 1 日現在)

北海道地区会	札幌医科大学附属総合情報センター
東北地区会	山形大学医学部図書館

関東地区会	北里大学白金図書館
北信越地区会	信州大学附属図書館医学部図書館
東海地区会	愛知学院大学歯学・薬学図書館情報センター
近畿地区会	神戸常盤大学図書館
中国・四国地区会	放射線影響研究所図書室
九州・沖縄地区会	九州大学附属図書館医学図書館

1. 6 部会名簿

(平成 25 年 8 月 1 日現在)

1 病院部会

幹 事	奥 出 麻 里	(千葉MC)	連絡責任者
	泉 峰 子	(科 学 院)	
	加 藤 恵 子	(国 が ん)	
	河 合 富士美	(聖路加医)	
	玄 馬 寛 子	(倉敷中病)	
	安 田 多香子	(愛知がん)	

1. 7 委員会等名簿

(平成 25 年 8 月 1 日現在)

1 企画・調査委員会

委 員 長	岸 友 子	(川 崎 医)
委 員	白 石 真 弓	(阪 歯 大)
	曾 田 昌 弘	(関 医 大)
	田 中 律 子	(滋慶院大)
	土 佐 智 義	(個 人)
	吉 富 啓 子	(近 大 医)
担当理事	青 木 裕 子	(天 理 病)

2 機関誌「医学図書館」編集委員会

委 員 長	大 谷 裕	(東邦大医)
委 員	榎 本 涼 子	(名市大川澄)
	小 嶋 智 美	(個 人)
	笹 谷 裕 子	(杏 大 医)
	高 畑 亜紗美	(東 医 大)
	百 留 悦 子	(埼 医 大)
	堀 井 健 司	(兵庫医大)
	吉 新 裕 昭	(獨協医大)

	若田部 純 子	(医 中 誌)	
協力委員	成 田 ナツキ	(個 人)	北海道地区会
	寺 崎 宏 美	(山形大医)	東北地区会
	金 子 賢 一	(埼 医 大)	関東地区会
	松 田 智 子	(福井大医)	北信越地区会
	榎 本 涼 子	(名市大川澄)	東海地区会 委員兼任
	山 下 ユ ミ	(京府医大)	近畿地区会
	近 藤 薫	(徳 大 蔵)	中国・四国地区会
	福 島 真 紀	(福岡大医)	九州・沖縄地区会
担当理事	磯 野 威	(個 人)	

3 出版委員会

委 員 長	宇 野 彰 男	(北 里 医)
委 員	白 土 裕 子	(医 中 誌)
	宮 明 秀 幸	(国 医 情)
	村 田 泰 子	(日医大中)
	山 下 和 美	(防 医 大)
担当理事	磯 野 威	(個 人)

4 広報委員会

委 員 長	未 定
委 員	総 務 会 兼 務
担当理事	北 川 正 路 (慈 恵 大)

ホームページ担当ワーキンググループ

グループ長	川 崎 かおる	(岩 医 大)	東北地区会
委 員	田 中 愛 子	(旭 医 大)	北海道地区会
	藤 沢 靖 子	(杏 大 医)	関東地区会
	森 田 奈津子	(慈 恵 大)	関東地区会
	中 越 晴 彦	(松 歯 大)	北信越地区会
	森 田 ゆかり	(藤田学園図)	東海地区会
	寺 升 夕 希	(滋 医 大)	近畿地区会
	鈴 木 美智子	(香大医分)	中国・四国地区会
	河 上 章 彦	(九 大 医)	九州・沖縄地区会
	鷹 野 祐 子	(都医学研)	雑誌委員会業務担当
担当理事	北 川 正 路	(慈 恵 大)	

5 雑誌委員会

委 員 長	富 田 麻 子	(日医大中)
委 員	江 幡 歌奈子	(東邦大医)
	川 島 恵里香	(東 医 大)
	鷹 野 祐 子	(都医学研)
	南 野 典 子	(慶 大 医)

	宮 本 高 行	(阪 医 大)
担当理事	児 玉 関	(東邦大医)

6 教育・研究委員会

委 員 長	加 藤 砂 織	(東女医大)
副委員長	西 村 志 保	(日医大中)
委 員	大瀬戸 貴 己	(奈 医 大)
	諏訪部 直 子	(杏 大 医)
	真 下 美津子	(連 中)
	山 田 有希子	(東京厚年)
担当理事	平 紀 子	(個 人)

第20回医学図書館員基礎研修会実行委員会

委 員 長	松 本 直 子	(聖路加看大)
委 員	綾 田 陽 子	(千 大)
	奥 澤 千 鶴	(群馬がん)
	高 野 厚 子	(千 大 亥)
	山 下 和 美	(防 医 大)
担当理事	平 紀 子	(個 人)

第20回医学図書館研究会・継続教育コース実行委員会

委 員 長	井ノ上 俊 哉	(九 大 医)
委 員	坂 本 築 夫	(久 大 医)
	志波原 智 美	(長 大 医)
	杉 尾 千 草	(福岡大医)
	高 原 秀 典	(九 大 医)
	田 尻 千 浪	(産 医 大)
	長 紀美恵	(九 歯 大)
	堀 口 裕 著	(鹿 大 桜)
担当理事	平 紀 子	(個 人)

7 医療・健康情報委員会

委 員 長	市 川 美智子	(愛 医 大)
委 員	牛 澤 典 子	(東邦大医)
	野 中 沙矢香	(杏 大 医)
担当理事	平 紀 子	(個 人)

医療・健康情報ワーキンググループ

グループ長	未 定	
委 員	市 川 美智子	(愛 医 大)
	牛 澤 典 子	(東邦大医)
	諏訪部 直 子	(杏 大 医)
	関 和 美	(個 人)

	高橋宏美	(相模原市役所)
	塚田薫代	(個人)
	舟田彰	(個人)
	柚木聖	(個人)
	渡邊基史	(三島市立図書館)
担当理事	平紀子	(個人)

8 認定資格運営委員会

委員長	城山泰彦	(順大)
委員	阿部潤也	(東歯大)
	小林晴子	(愛医大)
	永田治樹	(立教大)
	山崎むつみ	(静岡がん)
	山下ユミ	(京府医大)
担当理事	酒井由紀子	(個人)

9 専門職能力開発委員会

委員長	諏訪部直子	(杏大医)
委員	佐山暁子	(東邦大医)
担当理事	酒井由紀子	(個人)

10 受託事業委員会

委員長	坪内政義	(愛医大)
委員	総務会兼務	
担当理事	河合富士美	(聖路加医)

診療ガイドラインワーキンググループ

グループ長	河合富士美	(聖路加医)
委員	柿田憲広	(愛院大歯)
	金子賢一	(埼医大)
	川崎かおる	(岩医大)
	小嶋智美	(個人)
	高橋奈津子	(聖隷浜)
	成田ナツキ	(個人)
	森正智子	(昭和 大)
	山口直比古	(個人)
	山崎むつみ	(静岡がん)

愛知医科大学医学情報センター（代表：小林 晴子）

大阪市立大学学術情報総合センター医学分館（代表：中瀬 範子）

杏林大学医学図書館（代表：諏訪部 直子）

慶應義塾大学信濃町メディアセンター（代表：館 田鶴子）

信州大学附属図書館医学部図書館（代表：青木 綾乃）

東京慈恵会医科大学学術情報センター（代表：阿部 信一）

東京女子医科大学図書館（代表：三浦 裕子）
 東邦大学医学メディアセンター（代表：大谷 裕）
 名古屋市立大学総合情報センター川澄分館（代表：久田 睦美）
 奈良県立医科大学附属図書館（代表：鈴木 孝明）、
 日本医科大学図書館（代表：渡辺 由美）、
 広島大学図書館霞図書館（代表：藤井 武志）

担当理事 坪 内 政 義 （愛 医 大）

1 1 協会賞・奨励賞選考委員会

委 員 長 青 木 仕 （順 大）
 委 員 大 谷 裕 （東邦大医）
 押 田 いく子 （東邦大医）
 佐 藤 淑 子
 野 口 真理子 （東 大 医）
 野 坂 美恵子 （東 医 大）
 担当理事 平 紀 子 （個 人）

1 2 国立ヘルスサイエンス情報センター検討委員会

委 員 長 山 田 久 夫 （個 人）
 委 員 磯 野 威 （個 人）
 内生蔵 洋 子 （聖 マ 医）
 加 藤 治 （科学技術振興機構）
 坪 内 政 義 （愛 医 大）
 時 実 象 一 （個 人）
 三 沢 一 成 （医 中 誌）
 村 上 健 治 （滋 医 大）
 担当理事 山 田 久 夫 （個 人）

1 3 国際交流委員会

委 員 長 佐 藤 晋 巨 （聖路加看大）
 委 員 諏訪部 直 子 （杏 大 医）
 野 添 篤 毅 （個 人）
 担当理事 酒 井 由紀子 （個 人）

1 4 組織・制度委員会

委 員 長 尾 崎 聖太郎 （麻 布 大）
 委 員 加 藤 恵 子 （国 が ん）
 新 谷 知 之 （東海大伊）
 土 佐 智 義 （個 人）
 担当理事 北 川 正 路 （慈 恵 大）

1 5 第85回総会組織委員会

理 事 会 ・ 中 央 事 務 局

1. 8 協会関連名称の英語表記

協会	
日本医学図書館協会	The Japan Medical Library Association

正式名称には定冠詞 The を含める。T は常に大文字とする。

総会	
総会	Annual Meeting
	第 83 回日本医学図書館協会総会
	The 83rd Annual Meeting of The Japan Medical Library Association
	総会組織委員会
	Annual Meeting Organizing Committee
	総会組織実行委員会
	Annual Meeting Steering Committee
臨時総会	Extra General Meeting

役員	
会長	President
理事会	Board of Directors
	2012 年第 2 回理事会
	The 2012 Second Meeting of the Board of Directors
	専務理事
	Executive Director
	理事
	Member, Board of Directors (Member of the Board of Directors)
	総務会
	Executive Committee
監事	Auditor

評議員	
評議員会	Board of Councilors
	評議員
	Member, Board of Councilors (Member of the Board of Councilors)
	2012 年第 1 回評議員会
	The 2012 First Meeting of the Board of Councilors

中央事務局	
中央事務局	Secretariat

	事務局長 Secretary-General
	事務局員 Secretaries

地区会	
地区会	Chapters
	北海道地区会 Hokkaido Chapter
	2012 年第 1 回北海道地区会 The 2012 First Meeting of the Hokkaido Chapter

委員会	
(常設委員会 Standing Committees)	
企画・調査委員会	Planning and Survey Committee
機関誌「医学図書館」編集委員会	<i>Igaku Toshokan</i> Editorial Board
	「医学図書館」編集委員会 Meeting of the <i>Igaku Toshokan</i> Editorial Board
	編集協力委員 Associate Members of the <i>Igaku Toshokan</i> Editorial Board
	「医学図書館」査読委員 Reviewers of <i>Igaku Toshokan</i>
出版委員会	Publications Committee
広報委員会	Public Relations Committee
	ホームページ担当ワーキンググループ Website Working Group
雑誌委員会	Serials Committee
教育・研究委員会	Continuing Education and Research Committee
	医学図書館員基礎研修会 JMLA Introductory Workshop for Medical Librarians
	第 19 回医学図書館員基礎研修会 The 19th JMLA Introductory Workshop for Medical Librarians
	医学図書館研究会 JMLA Medical Librarians Research Seminar
	継続教育コース JMLA Continuing Education Course
	医学図書館員基礎研修会実行委員会 Introductory Workshop for Medical Librarians Steering Committee
	医学図書館研究会・継続教育コース実行委員会 Medical Librarians Research Seminar and Continuing Education Course Steering Committee
奨学委員会	Grants and Scholarship Committee

	研究助成 JMLA Research Grant 海外研修助成 JMLA Short-term Overseas Research Scholarship
医療・健康情報委員会	Health Information Service Committee
認定資格運営委員会	Professional Credentials Committee
受託事業委員会	Project Contract Committee 診療ガイドラインワーキンググループ Expert Searching Working Group for Clinical Practice Guidelines
協会賞・奨励賞選考委員会	Awards Committee 協会賞 JMLA Award for Best Achievement 2012 年協会賞受賞者 Recipient(s) of 2012 JMLA Award for Best Achievement 奨励賞 JMLA Best Paper Award
国際交流委員会	International Cooperation Committee
組織・制度委員会	Organization and Bylaws Committee
(臨時委員会 Ad Hoc Committee)	
国立ヘルスサイエンス情報 センター検討委員会	National Health Sciences Information Center Advance Planning Committee
専門職能力開発委員会	Professional Development Task Force

会員 Member Categories	
正会員 A	Institutional Members A
正会員 B	Institutional Members B
正会員 個人	Individual Members
協力会員	Cooperative Members
維持会員 (個人)	Individual Affiliate Members
維持会員 (団体)	Institutional Affiliate Members
名誉顧問	Honorary Advisers
会友	Emeritus Members

部会・分科会 Sections and Session	
部会	Sections 病院部会 Hospital Libraries Section
分科会	Session Meeting

活 動 報 告

2 活動報告（平成24年度）

2. 1 行事一覧

月 日	行 事	担当委員会
<u>平成 24 年</u>		
5 月 24 日	第 83 回日本医学図書館協会総会	
5 月 25 日	第 83 回日本医学図書館協会総会分科会（日本薬学図書館協議会/独立行政法人科学技術振興機構共催）	
6 月 14-15 日	文献検索講習上級編—診療ガイドライン作成のための PubMed 検索と文献の読み方を学ぶ	受託事業委員会
8 月 8-10 日	第 19 回医学図書館員基礎研修会	教育・研究委員会
9 月 3 日	コンソーシアム説明会東京会場	雑誌委員会
9 月 6 日	コンソーシアム説明会京都会場	雑誌委員会
11 月 5-7 日	第 19 回医学図書館研究会・継続教育コース	教育・研究委員会
11 月 22 日	第 14 回図書館総合展フォーラム	教育・研究委員会
<u>平成 25 年</u>		
2 月 8 日	見学会（倉敷中央病院）	病院部会

2. 2 会員の動向

入会

正会員 A

名古屋大学附属図書館医学部分館

正会員 B

日本麻酔科学会麻酔博物館

国立循環器病研究センター図書館

東京ベイ・浦安市川医療センター国際図書館

正会員個人 10 名

維持会員 1 機関（団体）

退会

正会員 A

愛媛大学図書館医学部分館

立命館大学図書館メディアセンター

正会員個人 10 名

平成 25 年 3 月 31 日現在の会員数

正会員 A 100 機関

正会員 B 39 機関

正会員個人 102 名

協力会員 2 機関

維持会員 21 機関（団体）
維持会員 2 名（個人）

2. 3 総務会活動

総務会

1. 委員

担当理事 坪内 政義（専務理事・愛医大）、河合 富士美（聖路加医）、
北川 正路（慈恵大）、児玉 関（東邦大医）、酒井 由紀子（慶大医）

2. 事業報告と年間目標の達成状況

1) 委員会の開催

第 1 回（平成 24 年 4 月 6 日）	第 2 回（平成 24 年 5 月 21 日）
第 3 回（平成 24 年 7 月 6 日）	第 4 回（平成 24 年 10 月 5 日）
第 5 回（平成 24 年 12 月 3 日）	第 6 回（平成 25 年 2 月 15 日）

2) 第 83 回総会を平成 24 年 5 月 24 日に日本科学未来館にて開催した。

3) 同分科会を平成 24 年 5 月 25 日に日本科学未来館にて開催した。

4) 第 84 回（平成 25 年度）総会及び分科会を平成 25 年 5 月 23 日（木）～24 日（金）に日本科学未来館にて開催することとし、実行委員会（委員長：北川理事）を立ち上げた。

5) 第 85 回（平成 26 年度）は東京以外の地で開催することとし、会場候補を数か所（数地区）検討した。開催時期は 5 月末とした。

6) 平成 24 年度地区会事務局連絡会議を平成 24 年 12 月 4 日に開催した。

7) 地区研修助成金の支給について、「一会員あたり半日 500 円、会場費 10,000 円以内」を改め、平成 25 年度から「研修企画に応じて 50,000 円まで支給」に変更することとした。

8) 平成 22～24 年度中期重点事業（目標）を総括、第 84 回総会に報告することとした。

9) 平成 25～27 年度中期重点事業（目標）を設定、第 84 回総会に報告することとした。

10) 平成 26 年度以降の総会運営について、組織・制度委員会作成による細則改正案を理事会にて承認、第 84 回総会に諮ることとした。

11) 会員番号と略称について、企画・調査委員会作成による新設定案及び付与ルール案を理事会にて承認、第 84 回総会に諮ることとした。

12) 国際交流委員会を立ち上げ、Medical Library Association (MLA)、韓国医学図書館協議会 (KMLA) との連携強化、その他の活動を開始した。

13) 平成 23 年度評議員会と地区会事務局連絡会議で要望のあった、各委員会業務の紹介資料を作成し、平成 24 年度連絡会議に提出した。今後、記載内容を精査して、委員会活動の広報等に活用する。

14) 委員の募集方法について検討し、一案として、国際交流委員会で公募を実施した。

15) 日本医書出版協会 (JMPA) との協議を、①日本語資料の電子出版、②著作権、の二つのテーマで継続した。著作権については、日本薬学図書館協議会 (JPLA) の企画により、平成 24 年度図書館総合展 JMLA/JPLA フォーラムでも取り上げた。「4. その他の報告事項」を参照のこと。

16) 中央事務局体制について継続検討した。

17) その他、理事会及び各委員会活動に関する検討、意見調整を行った。

以上について、担当委員会のあるものは当該委員会の事業報告を参照のこと。

3. その他の実績

1) 寄付（助成金・奨学基金）

株式会社紀伊國屋書店
丸善株式会社
津田愛子殿

3) その他

資料の共同購入 図書館年鑑 37冊 647,500円
インセットテープ 16、17回 合計 116,000本 109,620円
NLM 複写依頼 4,583件 5,847,090円
KMLA への文献複写提供実績 19件

4. その他の報告事項

「日本医書出版協会（JMPA）との会合」報告

- 1) 参加者 坪内 政義（専務理事・愛医大）、児玉 関（東邦大医）、
宇佐見 由美（中央事務局）
谷澤 滋生（アドバイザー、東邦大学習志野メディアセンター）

2) 会合開催記録

第1回 平成24年4月5日	第2回 平成24年5月11日
第3回 平成24年7月26日	第4回 平成24年9月12日
第5回 平成24年11月12日	第6回 平成25年1月21日
第7回 平成25年3月25日	

3) 電子出版ミーティング

- ・日本語電子書籍の出版の提供モデル、教科書の扱い方、価格設定について年間を通して意見交換をした。
- ・提供モデルでは、FTEに基づくビッグディール、同時アクセス数制限型、PPVなどを協議したが、双方にとってそれぞれに一長一短があり、合意できるモデルを一つに決めることはできなかった。提供する資料や対象者によって望ましいモデルが異なることから、出版社には多彩なモデルの提供を要望した。
- ・電子資料は、JMPA加盟の出版社が別々に提供するのではなく、JMPAとして共通のプラットフォームを用意することが確認された。
- ・教科書は一般書籍と同じ扱いはできないというのがJMPA側の主張であった。教科書はほとんどの学生が買うものという出版社の認識と、購入率はそれほど高くないというJMLA側の認識とに開きがあったが、いずれにしても、教科書購入は図書館が担当しているものではないので、学部や大学全体で検討する必要がある、ここでは踏み込んだ協議は行わなかった。
- ・価格設定について、JMPA側は、図書館に電子版を提供する見返りに、図書館予算だけでなく、研究費や私費で購入する分も含めた負担を要望した。電子版の登場によって印刷版の売行きが下がるという現象はあまり報告されていないことから、JMLA側としてそれは承諾できないことを回答した。
- ・海外出版社が図書館向けに機関価格というものを設けており、JMLA側としてその導入は否定しなかったが、価格設定基準については意見を交わした。JMPA側は、売れ筋とそうでない資料とで価格に重み付けを考えているようだが、このミーティングでその程度を決めることはなかった。あまりに高い値付けをされれば、図書館側も買わないので、実行性のある価格を望んだ。
- ・本ミーティングは、電子資料の出版を促進するための図書館と出版社との意見交換の場である。平成23年12月以降、10回開催したが、意見交換は3月のミーティングをもってひとまず終了とした。今後は、必要に応じて、意見交換する機会を設けることとした。

4) 著作権ミーティング

- ・JMPA と JMLA で電子出版について意見交換を開始した際、「電子資料の提供において著作権法遵守は重要」との認識から、著作権についても、意見交換の場を設けることとした。
- ・JMPA と JMLA では、著作権法の解釈が必ずしも一致していないが、意見交換の場はその解釈の協議ではなく、一般市民に著作権について理解を深めてもらうための啓発活動について協議することとし、具体的にはポスターとパンフレットを作成することとした。図書館と出版社が共同で著作権について啓発活動をすることは国内では初めてのこととなる。タブレット端末などの普及で、あらゆる資料を電子化して携帯する動きが広まっているが、全ての行為が許されるものでもないので、図書館利用者や一般市民に著作権について理解してもらうとともに、著作権について図書館が相談窓口になることをアピールする。
- ・ポスターは A2 判を細くしたサイズで、図書館内などで掲示をする。パンフレットは A4 判を三つ折りにし、著作権に関する簡単な〇×クイズを掲載する。また出版社と図書館からそれぞれメッセージを掲載し、著作権の遵守とともに、著作権に関する相談に図書館が応えることを訴えた。ポスターとパンフレットは、平成 25 年度 JMLA 総会までに発行できるよう、準備を進めた。
- ・このほか、教育・研究委員会の協力を得て、図書館総合展の JMLA/JPLA フォーラム枠で、著作権に関するセミナーを開催した。定員約 100 名の会場で、100 人以上の参加者があり、盛況であった。

2. 4 委員会活動

企画・調査委員会

1. 委員

担当理事 青木 裕子（天理病）

委員長 岸 友子（川崎医）

委員 石川 明子（神常盤）、伊藤 淑子（個人）、白石 真弓（阪歯大）、
土佐 智義（個人）、吉富 啓子（近大医）

2. 事業報告と年間目標の達成状況

1) 委員会の開催

第 1 回 平成 24 年 7 月 12 日

第 2 回 平成 23 年 11 月 28 日

第 3 回 平成 25 年 3 月 21 日

2) 第 83 次加盟館統計の発行

前年度に実施した「主要 3 事業アンケート」の結果を反映し、調査項目の追加・削除を行った。発行までのスケジュールを計画どおり行い、9 月 28 日に完成版を本会ホームページに掲載した。また希望者に簡易製本版を販売した。（24 冊）

3) 第 63 回重複雑誌交換事業の実施

前年度に実施した「主要 3 事業アンケート」の結果を反映し、従来のスケジュールを可能な範囲で調整し、データ提出 7 月 2 日～8 月 20 日、交換期間 11 月 8 日～12 月 10 日、報告書提出 12 月 25 日と計画どおり実施した。提出冊数は 45,408 冊、申込冊数は 5,483 冊、受領冊数は 4,613 冊であった。

4) 「要覧 2012」の発行

前年度に実施した「主要 3 事業アンケート」の結果を反映し、理事会の議を経て、事業実績の「行事一覧」を「活動報告」の最初に掲載した。また「活動報告」は、理事会の方針で総会資料をそのまま掲載することとしたが、要覧の作業方針・様式に合わせて変更し

た。新定款による規程・細則類の改正に時間を要し、例年より1か月以上遅れての完成となった。

5) 会員番号・略称・記号について

前年度実施したアンケート結果等を踏まえて審議し、会員略称を廃止した付与方法案と、それに準じた新設定案を作成した。総務会、理事会、地区会事務局連絡会議での審議を経て修正を行い、成案とした。

3. 今後の課題

- 1) 「主要3事業アンケート」の結果について、引き続き検討する。
- 2) 次年度委員の欠員を補充する。

機関誌「医学図書館」編集委員会

1. 委員

担当理事 磯野 威（個人）

委員長 大谷 裕（東邦大医）

委員 小嶋 智美（個人）、櫻井 待子（京大医）、笹谷 裕子（杏大医）、
高畑 亜紗美（東医大）、野田 久愛（東女医大）、百留 悦子（埼玉大）、
吉新 裕昭（獨協医大）、若田部 純子（医中誌）

協力委員 森 彩（個人：北海道）、寺崎 宏美（山形大医：東北）、金子 賢一（埼玉大：
関東）、松田 知子（福井大医：北信越）、榎本 涼子（名古屋市大：東海）、
山下 ユミ（京府医大：近畿）、宮本 晴江（徳大蔵：中国・四国）、
福島 真紀（福岡大医：九州・沖縄）

2. 事業報告と年間目標の達成状況

1) 委員会の開催

第1回 平成24年7月23日

第2回 平成24年10月15日

第3回 平成25年2月8日

2) 「医学図書館」の刊行

59巻2号 平成24年6月20日発行

59巻3号 平成24年9月20日発行

59巻4号 平成24年12月20日発行

60巻1号 平成25年3月20日発行

3) J-STAGE への最新号掲載のための検討

3. 今後の課題

- 1) 編集システムの改修
- 2) J-STAGE への最新号の掲載
- 3) Journal@rchive 事業の際作成された、全ての記事の活用促進
- 4) 本会の他事業との協力及び関連性の強化

出版委員会

1. 委員

担当理事 磯野 威（個人）

委員長 宇野 彰男（北里医）

委員 白土 裕子（医中誌）、宮明 秀幸（国医情）、村田 泰子（日医大中）、
山下 和美（防医大）

2. 事業報告と年間目標の達成状況

1) 委員会の開催

第1回 平成24年9月11日

- 2)「わかりやすい医中誌 Web 検索ガイド-検索事例付-」の刊行（継続）

12月末原稿完成予定が3月にずれ込んだため、平成25年度の刊行とした。

- 3)「やってみよう 図書館での医療・健康情報サービス」の刊行

平成24年度総会（平成24年5月24日～25日）で利用するため同年5月11日に刊行した。

- 4)「統計の基礎」緒方裕光著の刊行

足かけ5年を要したが、平成24年11月1日に刊行された。販売は紀伊国屋書店に委託。

- 5)「相互利用便覧」Web版の公開

「相互利用便覧2011年版」のデータに修正を加え、平成25年2月4日に本会ホームページの会員限定ページに公開した。今後冊子体は作成せず、Web版を随時修正する。いずれ時機を見て一般公開を検討する。

3. 今後の課題

- 1) 委員の補充が必要

- 2) 新規の出版企画を考える。

広報委員会、ホームページ担当ワーキンググループ

1. 委員

広報委員会

委員長 北川 正路（慈恵大）

委員 総務会兼務

ホームページ担当ワーキンググループ

グループ長 川崎 かおる（岩医大）

委員 今野 穂（札医大）、藤沢 靖子（杏大医）、森田 奈津子（慈恵大）、
中越 晴彦（松歯大）、森田 ゆかり（藤田学園図）、
寺升 夕希（滋医大）24.6.1 就任、中西 綾（和医大紀）24.5.31 退任
岩澤 尚子（香大医分）25.3.31 退任、小柳 貴俊（九大医）、

2. 事業報告と年間目標の達成状況

1) 委員会の開催

平成24年6月から、広報委員会は総務会兼務とし、広報委員会は開催せず、広報に関する事項は、総務会にて審議することとした。

ホームページ担当ワーキンググループ

第1回 平成24年11月22日（木）

2) 本会案内パンフレットの更新

標記パンフレットには「会員の権利と義務」を掲載する予定であるが、「会員の権利と義務」の内容が理事会にて審議中のため、平成24年度は更新しなかった。

平成25年度の総会で「会員の権利と義務」の内容について審議される予定であるので、総会にて承認された後、承認された「会員の権利と義務」内容を掲載した標記パンフレットを作成する。

3) 本会ロゴの商標登録

平成25年度の継続課題となった。

「ヘルスサイエンス情報専門員」に関する各種文書で使用する文字も商標登録することとしたので、次年度以降、あわせて登録手続をする。

4) 本会ホームページの更新

ホームページ担当ワーキンググループにより、随時更新作業を実施した。

雑誌委員会

1. 委員

担当理事 児玉 関（東邦大医）

委員長 欠員

委員 江幡 歌奈子（東邦大医）、鷹野 祐子（都医学研）、富田 麻子（日医大中）、
南野 典子（慶大医）、宮本 高行（阪医大）

2. 事業報告と年間目標の達成状況

1) 委員会の開催

第1回 平成24年6月19日

第2回 平成24年8月31日

第3回 平成25年2月7日

2) コンソーシアム提案交渉

JPLA 雑誌問題検討委員会と合同で、出版元・代理店と平成25年契約に向けたコンソーシアム提案の交渉を延べ33回行い、最終的に出版社ベースで34社からコンソーシアム提案を受けた（前年に比べ3社増）。また平成26年契約に向けた交渉を延べ6回行った。

3) コンソーシアム提案の充実

病院向け提案、日本語資料の提案、保健医療領域に特化したコンソーシアム提案の充実を目指し、交渉を行った。NPG から病院向け提案、医学書院から同社が出版する和雑誌に関する提案などを獲得した。

4) コンソーシアム説明会の開催

JPLA 雑誌問題検討委員会と合同で、コンソーシアム説明会を東京と京都で開催し、京都説明会では、近畿地区会が協力した。

（1）東京会場：平成24年9月3日（月） マイナビルーム

参加者：123名（JMLA73名、JPLA50名）、参加企業：24社（展示24社、プレゼン19社）

（2）京都会場：平成24年9月6日（木） 京都テルサ

参加者：56名（JMLA31名、JPLA25名）、参加企業：24社（展示24社、プレゼン18社）

5) 他コンソーシアムとの連携

大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）とは、AAAS/Science の交渉について、連携を維持している。そのほかの提案での連携の可能性についても、意見交換を行った。

6) 分担購入・分担保存の見直し

分担購入・分担保存のあり方について検討を行うことができなかった。

3. その他の報告事項

1) コンソーシアム提案に関するアンケートの実施

平成25年契約のコンソーシアム提案について、正会員A・Bにアンケートを実施した。

2) 提案ウェブサイトの充実

広報委員会、ホームページ担当ワーキンググループの協力を得て、本会ホームページ内にコンソーシアム専用のウェブサイトを立ち上げた。鷹野委員にホームページ担当ワーキンググループ委員も兼務してもらい、ホームページの更新手続を簡素化するとともに、更新の迅速化を図った。またコンソーシアム提案のページを、より見やすくなるようリニューアルした。

3) 委員会体制

平成24年4月より、鷹野委員（都医学研）、富田委員（日医大中）、宮本委員（阪医大）がメンバーとなり、補充と1名増員を達成した。委員長については、平成25年4月より富田委員に引き受けてもらうこととした。

4. 今後の課題

- 1) コンソーシアム提案交渉の負担軽減
- 2) 分担購入・分担保存のあり方についての検討

教育・研究委員会

1. 委員

担当理事 平 紀子（個人）

委員長 加藤 砂織（東女医大）

副委員長 西村 志保（日医大中）

委員 大瀬戸 貴己（奈医大）、諏訪部 直子（杏大医）、山田 有希子（東京厚年）、
真下 美津子（連中）

2. 事業報告と年間目標の達成状況

1) 委員会の開催

第1回 平成24年6月27日

第2回 平成24年9月25日

第3回 平成24年12月7日

第4回 平成25年3月11日

2) 日本薬学図書館協議会合同委員会の開催 平成24年6月27日

3) 第19回医学図書館員基礎研修会（東海地区）

4) 第19回医学図書館研究会・継続教育コース（関東地区）

以上、本会主催の3)～4)の詳細については「2.6 研修会」参照

5) 第14回図書館総合展フォーラム 日本薬学図書館協議会と共催

期日：平成24年11月22日（木）

会場：パシフィコ横浜

テーマ：著作権 図書館員に期待されること、できること

参加者数：148名

内訳：JMLA35名（うち3名はJPLAにも加盟）、JPLA19名、その他94名

6) 研究助成及び海外研修助成の募集

研究助成、海外研修事業ともに応募なし

7) 教育プログラムマニュアル改訂

（1）基礎研修会実行委員会用マニュアルを改訂した。

（2）研究会継続教育コース実行委員会用マニュアルを改訂した。

8) 基礎研修会事後レポート審査

（1）24年度より当委員会にて審査を行うこととした。審査に先立ち手順の定式化を行った。

（2）審査を行い、実行委員会を通じて対象者にレポート評価証明書を送付した。

9) 規程の見直し・改訂

教育・研究規程、研究助成費及び海外研修助成費給付規程（旧・研究助成規程、旧・海外研修事業規程）を見直し、改訂を行った。

10) テキスト「医学図書館員の基礎知識」改訂の検討

（1）検討の結果、改訂は行わず講師向けガイドラインを作成することとした。

（2）科目の見直しを行い、ガイドラインに反映させた。

11) NP0 法人医学中央雑誌刊行会受託研究、平成22-23年「一般市民の医中誌 Web 利用についての調査」報告書作成

3. 今後の課題

1) 奨学基金にかかわる事業に関しては、海外からの参加者・講師等招聘事業規程（案）の内容を確認するに留まり、運用策定は引き続き検討課題である。また、国際交流委員会等

による事業との位置づけを明確にする必要がある。

- 2) テキストが改版の時期を迎えたのを機に講師向けガイドラインへと形態を変えた。改版が容易という利点を活かしつつ、内容の妥当性を保つための方法論の確立が必要である。

医療・健康情報委員会

1. 委員

担当理事 平 紀子（個人）

委員長 市川 美智子（愛医大）

委員 牛澤 典子（東邦大医）

2. 事業報告と年間目標の達成状況

1) 委員会の開催

第1回 平成24年6月27日

第2回 平成24年12月17日

第3回 平成25年1月17日

医療・健康情報ワーキンググループ会議

第1回 平成24年8月27日

第2回 平成24年12月17日

2) 『やってみよう図書館での医療・健康情報サービス（増補版）』

(1) 増補項目と執筆者を決定

(2) 平成25年3月末をめどに執筆を終え、5月以降、編集に入る予定

3) 当委員会ホームページ

(1) 平成24年第3回理事会で開設が承認された。

(2) 「からだところの情報センター」との共同運用を検討した結果、国立ヘルスサイエンス情報センター検討委員会のホームページワーキンググループに、当委員会から1名が参加した。

4) 医療・健康情報シンポジウム in 静岡 2012

日本薬学図書館協議会と共催した。

5) 第15回図書館総合展フォーラム（平成25年度）

医療・健康情報サービスワークショップ（仮）の実施を教育・研究委員会に提案し、了承された。

6) 医療・健康情報サービス研修会

平成25年度以降の実施について、課題抽出と検討を行った。

7) 講師養成研修会

平成25年度以降の実施について、課題抽出と検討を行った。

3. その他の事業報告

1) 医療・健康委員会内規を作成

2) 委員会名称英語表記を検討し、国際交流委員会に回答

3) 医療・健康情報ワーキンググループを組織

4) KMLA 秋季学術集会へ報告者として委員1名を派遣

4. 今後の課題

1) 人材養成

医療・健康情報サービス研修会での講師や、地域でのネットワーク形成の中心を担える人材を、各地区で戦略的に養成する必要がある（地区会との連携が不可欠）。

2) 医療・健康情報サービス研修会及び講師養成研修会の計画と開催

3) 委員会ホームページの提供コンテンツ及び運用に関する調整

認定資格運営委員会

1. 委員

担当理事 酒井 由紀子（慶大医）

委員長 城山 泰彦（順大）

委員 阿部 潤也（東歯大）、小林 晴子（愛医大）、永田 治樹（立教大）

山崎 むつみ（静岡がん）、山下 ユミ（京府医大）

2. 事業報告と年間目標の達成状況

1) 委員会の開催

第1回 平成24年7月9日

第2回 平成24年9月14日

第18回認定審査

第3回 平成24年11月30日

第4回 平成25年2月18日

第19回認定審査

2) 申請募集と認定審査

(1) 第18回申請（平成24年7月受付）

審査件数：8

認定件数：8（基礎5、上級3[新規3]）

※ 第18回から、改訂された規程・ポイント表を適用している。

(2) 第19回申請（平成25年1月受付）

審査件数：26

認定件数：26（基礎18、中級6[新規6]、上級2[新規2]）

認定資格保有者数（第19回まで）：307名（基礎227名、中級23名、上級57名）

3) プロモーショングッズの作成と配布

プロモーショングッズの案、製作コストについて検討した。2014年1月募集の第21回認定の時期に配布できるよう準備する。現在は認定資格のロゴデザイン案について検討している。

4) 「活用の手引き」の普及

これまで認定証送付時に同封していた「活用の手引き」を、PDF化して本会ホームページに掲載する。記載内容に改訂を加えており、2013年4月の第19回認定の時期までに公開する予定。

5) 業務分掌の共有

認定資格実行委員会と中央事務局の業務分掌の共有について、検討を進めていく。申請者からの問合せは、中央事務局が窓口となり、認定資格運営委員会が回答を用意する。定型的な質問は、従来どおり中央事務局で回答する。他の業務についても、順次検討を進めていく。

6) 専門職能力開発プログラム実現への協力

現時点で具体的に動き出していないが、担当理事から認定制度と教育プログラムの方針案等について逐次報告を受け、委員で情報を共有している。

7) 教育・研究、認定資格運営委員会との連携推進

(1) 研修プログラムにおける認定資格要件やポイント数の確認など、教育・研究委員会、研修会実行委員会、担当理事との調整は順調に恒例化している。

(2) 第18回医学図書館員基礎研修会実行委員会の提案に応じ、講義7「特定非営利活動法人日本医学図書館協会の活動について」の中で、山下委員が認定資格に関する講義を行った（平成24年8月10日）。

8) 広報の整備

(1) 認定資格のチラシ製作を外注して、作製の負担を軽減した。

(2) 本会ホームページ掲載の認定者名簿について、認定者からの要望があれば、本人の氏名・所属の表記を変更することとした。

9) 申請と審査の仕組みの整備

- (1) 電子申請、ポイント等の自動計算、システム化等の電子化について懇談した。
- (2) 過去の審査事例に基づいた事例の整理について懇談した。
- (3) JMLA 主催研修会の部分参加者が得られるポイント数の算出方法について確認した。

3. その他の報告事項

1) 関係機関との協力

- (1) ローライブラリアン研究会の依頼に応じ、平成 24 年 7 月定例会において、酒井理事が認定資格に関して発表した（平成 24 年 7 月 20 日）。
- (2) 日本図書館協会図書館学教育部会の依頼に応じ、平成 24 年度第 2 回研究集会「図書館情報学の資格認定制度と検定試験」において、城山委員長がヘルスサイエンス情報専門員について発表した。山下委員も参加し、関係者との情報交換をした（平成 24 年 12 月 8 日）。

4. 今後の課題

- 1) 認定資格運営委員会と中央事務局の業務分掌の共有は進んでいるが、明文化の必要がある。
- 2) 過去の審査事例に基づいた事例の整理について懇談したが、具体的な整理方法について確認が必要である。また、増え続ける過去の申請書類の紙での保存には限界があることを確認している。
- 3) 申請促進の広報強化は進んでいるが、認定取得者がメリットを感じ、存在を主張するような強固なブランディング戦略が望まれる。準備中のプロモーショングッズの作成・配布、取得者による広報支援のための「活用の手引き」の本会ホームページへの掲載を進める必要がある。
- 4) JMLA 主催研修会の、部分参加者が得られるポイント数の算出では、ポイントを 1 時間単位で算出するように変更したため、端数の切り捨ての算出が煩雑となっている。
- 5) 本会ホームページに掲載している規程は HTML のため更新作業の手間がかかりミスも起こりがちのため、PDF での提供が望ましい。
- 6) 申請要件（中級・上級）では、専門学協会活動の活動項目を必須化したのに伴い、ポイント表に関連活動の項目を増やしたが、さらに積極的に協会活動に加わることができるような仕組みや事業展開が必要である。
- 7) ポイント表について、ポイント数や表記内容等を整理して、実態に合うように、また、わかりやすくなるように改訂していく。
- 8) 専門職能力開発プログラム案実現に向けた、体制づくりが必要である。
- 9) 他の図書館関連団体が認定する認定資格や検定試験の関係者との情報交換は有益であった。さらに連携の機会がとれることが望ましい。

専門職能力開発委員会

1. 委員

担当理事 酒井 由紀子（慶大医）
 委員長 諏訪部 直子（杏大医）
 委員 佐山 暁子（東邦大医）

2. 事業報告と年間目標の達成状況

1) 委員会の開催

第 1 回 平成 24 年 7 月 27 日	第 2 回 平成 24 年 9 月 3 日
第 3 回 平成 24 年 11 月 12 日	第 4 回 平成 24 年 12 月 21 日
第 5 回 平成 25 年 2 月 14 日（有識者会議）	
第 6 回 平成 25 年 2 月 26 日（有識者会議）	第 7 回 平成 25 年 3 月 13 日

2) 専門職能力開発プログラム案の検討と作成

(1) 専門職能力開発プログラム案に対する意見への対応・回答

平成 23 年度に提示した専門職能力開発プログラム案に対する意見への対応・回答を本会ホームページに公開した。

(2) カリキュラム策定有識者会議開催

平成 25 年度総会で承認を得ることを目標に、プログラム案の検討と改訂を進めている。各地区に出向き、委員会案を説明し会員と議論する機会を設ける予定であったが、時間と費用の面で制約があるため予定を変更し開催した。

(3) 専門職能力開発プログラム案に対する意見の収集

本会ホームページに掲示板を設け、平成 24 年度に改訂した専門職能力開発プログラム案に対する意見を募る準備を行った。

3) コア・カリキュラム開発

医学図書館員基礎研修会にかわるコア・カリキュラムを定めるために、講師候補によるシラバス開発に着手する予定であったが、十分な準備ができなかったため、上記有識者会議で科目案を作成し、シラバス開発は平成 25 年度に持ち越す。

4) 倫理綱領の策定

医学図書館員のプロフェッショナリズムを規定する倫理綱領案を作成した。上記有識者会議でも説明、掲示板でも意見を募る。

3. 今後の課題

専門職能力開発プログラムについて、既存の研修制度・認定資格制度と、新しい統合的プログラムとの整合性をとりながら、実施可能なレベルになるよう完成度を高め、移行体制に関する提言も盛り込む。

受託事業委員会

1. 委員

担当理事 河合 富士美（聖路加医）、
委員長 坪内 政義（専務理事・愛医大）
委員 総務会兼務

2. 事業報告と年間目標の達成状況

1) 委員会の開催

委員会として会議を持たず、総務会で全体を統括した。

2) それぞれの事業はワーキンググループや研究班を組織して活動した。

3) 診療ガイドライン作成支援事業

詳細は 3. 事業別報告を参照。

4) 医学中央雑誌刊行会受託事業

(1) 平理事を代表とする研究「一般市民への医中誌 Web 提供についての調査」を平成 21 年度から受託し、継続調査した。平成 23 年度を最終年度とした。

(2) 医中誌 Web チュートリアル作成を受託したが、Version 5 の本リリースが遅れたため、シナリオ作成作業も遅れた。平成 24 年度は仮のシナリオ案を作成し、医学中央雑誌刊行会に収めた。今後、冊子体の「使い方」の原稿が確定した段階で、シナリオを再検討する。詳細は 3. 事業別報告を参照。

5) 受託事業に関する作業費について

これまで担当者の作業費が未払いになっていた受託事業について、開始時期に遡って支給することとした。関連して、診療ガイドライン作業費とその他の作業費支払基準を次のとおりとした。

(1) 診療ガイドラインのための文献検索作業費

①担当者1人(あるいは1グループ)が担当するCQ1件あたり1,000円を支払う。

②リーダーには作業費に加えて1ガイドラインあたり5,000円のリーダー料を支払う。

(2) 医中誌刊行会などから受託した調査／研究／報告に関する作業費

担当者1人に、受託料の5%を支払う。

3. 事業別報告

1) 診療ガイドライン作成支援－診療ガイドラインワーキンググループ

(1) 委員

担当理事 坪内 政義(愛医大)

委員長 河合 富士美(聖路加医)

委員 柿田 憲広(愛院大歯)、川崎 かおる(岩医大)、小嶋 智美(個人)、高橋 奈津子(聖隷浜)、谷口 今日子(富大医薬) 25.3.31 退任、成田 ナツキ(個人)、森正 智子(昭和大)、山口 直比古(個人)、山崎 むつみ(静岡がん)、山舘 優子(岩医大)、愛知医科大学医学情報センター(代表:小林 晴子)、大阪市立大学学術情報総合センター医学分館(代表:中瀬 範子)、杏林大学医学図書館(代表:諏訪部 直子)、慶應義塾大学信濃町メディアセンター(代表:舘 田鶴子) 24.12.1 就任、信州大学附属図書館医学部図書館(代表:青木 綾乃)、東京慈恵会医科大学学術情報センター(代表:阿部 信一)、東京女子医科大学図書館(代表:三浦 裕子)、東邦大学医学メディアセンター(代表:大谷 裕)、名古屋市立大学総合情報センター川澄分館(代表:久田 睦美)、奈良県立医科大学附属図書館(代表:鈴木 孝明)、日本医科大学図書館(代表:渡辺 由美)、広島大学図書館霞図書館(代表:藤井 武志)【下線＝リーダー】

(2) 事業報告と年間目標の達成状況

①委員会の開催

第1回 平成24年6月14日

②受託状況

10学会・研究班より15ガイドラインを新規に受託した。(詳細は別紙参照)

③研修会の開催

平成24年6月14日～15日に文献検索講習会上級を国立女性教育会館にて開催した。昨年度までの内容に加え、文献の読み方の講義を追加し2日間のコースとした。会員18名が受講した。

④診療ガイドライン委員会への出席者の増員

了解の得られた診療ガイドライン作成委員会についてリーダー+1名の検索担当者を出席させ、研鑽の機会とした。

⑤作業費の改訂

作業費を見直し、これまでの1ガイドラインにつき2万円を1CQあたり1,000円に改訂した。またリーダーを担当した際の作業費を1ガイドラインあたり5,000円とした。

(3) 診療ガイドライン作成支援の今後の課題

①ガイドライン受託条件の見直し

②CQと検索式のデータベース化

③文献検索リストやCQ・KW・代表文献リスト等関係文書の集中管理

2) 医学中央雑誌刊行会受託事業 医中誌 Web チュートリアル

(1) 委員

担当理事 河合 富士美(聖路加医)

委員長 坪内 政義（愛医大）

作成担当者 大谷 裕（東邦大医）、児玉 閲（東邦大医）、黛 崇仁（東邦大学習志野メディアセンター）、谷澤 滋生、（東邦大学習志野メディアセンター）

（２）事業報告と年間目標の達成状況

①委員会の開催

平成 24 年 7 月 31 日 第 1 回打合せ

平成 24 年 8 月 29 日 第 2 回打合せ

平成 24 年 9 月 21 日 Voicing 社、医中誌との打合せ

平成 25 年 1 月 31 日 作成担当者打合せ

②事業の方向性の確認

平成 23 年度に医中誌 Web チュートリアル作成が決まる。出版委員会で医中誌に関する書籍作成の話があり、それと連携させることを考え作成を保留した。平成 24 年 7 月 31 日と 8 月 29 日に、出版委員会（磯野理事、宇野委員長）と執筆者（諏訪部、平）、受託事業委員会（河合理事）と作成担当者（谷澤、児玉、大谷、黛）、医中誌（松田）、中央事務局（宇佐見）が集まり、チュートリアル・コンテンツの方向性を協議した。その結果、出版委員会で企画していた医中誌に関する書籍とチュートリアル・コンテンツの内容を連動させることを確認した。

③コンテンツの確認

作成するコンテンツについて協議した結果、書籍の内容を全てチュートリアル・コンテンツにすることはできないので、今年度は「第 2 章 検索の流れ」、「第 3 章 検索してみよう」、「第 4 章 目的別の検索」、「管理者機能」について、コンテンツを作成することとした。第 2 章、第 3 章、第 4 章は書籍の原稿に基づいて、コンテンツを作成する。「管理者機能」については、書籍で扱わないため、チュートリアル独自コンテンツとなる。

④作業範囲

チュートリアル・コンテンツの作成の作業範囲は、シナリオ作成とする。コンテンツの Web 化は、医中誌が業者に委託する。委託先については、Voicing 社の福田氏に一任することとした。業者選定、Web 化での相談、完成したコンテンツのチェックなどは、作成担当者も協力する。

⑤作業分担とスケジュール

平成 25 年 1 月 31 日に作成担当者の打合せを行い、作業の手順と分担を確認した。初校が終了している第 2 章を 3 月中に医中誌へ提出した。第 3 章、第 4 章は平成 25 年 5 月、管理者機能は平成 25 年 6 月中にシナリオ案を医中誌へ提出する予定とした。

（３）医中誌 Web チュートリアル作成の今後の課題

①他の章のコンテンツの作成。

②Web 化されたコンテンツの点検。

③作成済みコンテンツ内容の更新。

4. 今後の課題

JMLA の社会的・学術的活動の普及、会員のスキルアップ、収入の安定化を目的とする。それらは効果をあげているが、事業遂行のために、会員への負担が増大することのないよう考慮する必要がある。

2012年度受託ガイドライン一覧				
ガイドライン名	学会	検索担当者	委員会出席	
GL1001 尿路結石診療ガイドライン	日本泌尿器科学会	名市、土田(金医)、リーダー：鈴木(奈良)	2012.08.25浜松(鈴木)	
GL1105 CIDP/MIMN診療ガイドライン	日本神経学会	愛医、名市、山崎(静がん)	2012.05.19東京(河合)、2012.06.17(河合)、 2012.07.14-15東京(河合)	
GL1106 ギランバレー/フィジヤ-症候群診療ガイドライン	日本神経学会	慈恵	2012.07.16東京(阿部)	
GL1109 重症筋無力症診療ガイドライン	日本神経学会	山口(個人)、川崎(岩手)、リーダー：山口	2012.05.24東京(山口)	
GL1110 ALS診療ガイドライン	日本神経学会	萩原(信州)、谷口(富山)、成田(個人)	2012.04.08東京(河合)、2012.07.08東京(河合・萩原)、 2012.09.09東京(河合・萩原)、2012.10.21東京(河合・萩原)、 2012.11.11東京(河合・萩原)	
GL1116 小児ネフローゼ症候群診療ガイドライン	日本小児腎臓病学会	河合、小嶋	2012.04.20福岡(河合)、2012.05.31東京(河合・小嶋)、 2012.09.15小嶋(神戸)、2012.11.10東京(河合)、 2013.1.20東京(河合)	
GL1201 頭蓋骨早期癒合症診療ガイドライン	日本頭蓋顔面外科学会	広島、リーダー：山口		
GL1202 内視鏡外科診療ガイドライン	日本内視鏡外科学会	杏林、日医、山口(個人)		
GL1203 関節リウマチ診療ガイドライン	厚生省免疫アレルギー疾患等予防・治療研究事業我が国における関節リウマチ治療の標準化に関する多層的研究班RA診療ガイドライン作成分科会	東女、谷口(富山)、リーダー：山口		
GL1204 頭頸部再建診療ガイドライン	日本形成外科学会	信州、阪市、リーダー：鈴木		
GL1205 股部外陰部の再建診療ガイドライン	日本形成外科学会	河合		
GL1206 HUS診療ガイドライン	科研費大西班	河合		
GL1207 外反母趾診療ガイドライン	日本足の外科学会	森正(昭和)		
GL1208 乳癌診療ガイドライン：治療編	日本乳癌学会	慈恵、山館(岩手)、成田(個人)、山口(個人)	2012.10.14東京(河合)、2013.01.05東京(河合・成田)、 2013.01.06東京(河合)、2013.03.01東京(河合)、 2013.03.02東京(河合・成田)	
GL1209 乳癌診療ガイドライン：予防・診断編	日本乳癌学会	日医、小嶋(個人)、河合	2012.12.16東京(河合・小嶋)、2013.03.03東京(河合・小嶋)	
GL1210 腎盂尿管癌診療ガイドライン	日本泌尿器科学会	奈良、高橋(聖隷)、リーダー：鈴木		
GL1211 精巣腫瘍診療ガイドライン	日本泌尿器科学会	山口(個人)、柿田(愛歯)、リーダー：山口		
GL1212 四肢の先天異常診療ガイドライン	日本形成外科学会	東邦		
GL1213 熱性けいれん診療ガイドライン	日本小児神経学会	山口(個人)、柿田(愛歯)、リーダー：山口	2013.03.17東京(河合・山口)	
GL1214 急性腹症診療ガイドライン	日本腹部救急医学会	山口(個人)、小嶋(個人)、柿田(愛歯)、成田(個人)、山館(岩手)、リーダー：山口、小嶋		
GL1215 腎外傷診療ガイドライン	日本泌尿器科学会	山口(個人)		

国立ヘルスサイエンス情報センター検討委員会

1. 委員

担当理事 山田 久夫（個人）

委員長 山田 久夫（個人）

委員 磯野 威（個人）、内生蔵 洋子（聖マ医）、加藤 治（科学技術振興機構）、
坪内 政義（専務理事・愛医大）、時実 象一（個人）、三沢 一成（医中誌）、
村上 健治（滋医大）

2. 事業報告と年間目標の達成状況

1) 委員会の開催

第1回 平成24年4月10日

第2回 平成24年10月4日

第3回 平成25年1月11日

2) ポータルサイト「からだところの情報センター」の運用

平成23年8月の6団体の担当者による会合の後、運用を再活性化しつつある。一方、国立の施設に求められる機能を考察するモデル事業として、国立国会図書館ホームページの「レファレンス協同データベース」を参考に、医療・健康情報委員会と協力し、新たなワーキンググループメンバーを加え、活動を開始した。（平成25年1月29日ワーキンググループ会議開催）

6団体：日本医学図書館協会、近畿病院図書室協議会、日本病院ライブラリー協会、
日本農学図書館協議会、日本薬学図書館協議会、日本看護図書館協会

3) 国立の施設の必要性を検討する6団体協議会の開催

協議会を平成25年3月14日に開催し、長く停滞していた活動を再活性化させつつある経緯を説明し、意見を求めるとともに、国の施設の必要性を促す「モデル事業」についても意見交換した。

国際交流委員会

1. 委員

担当理事 酒井 由紀子（慶大医）

委員長 佐藤 晋巨（聖路加看大）

委員 諏訪部 直子（杏大医）、野添 篤毅（個人）

2. 事業報告と年間目標の達成状況

1) 委員会の開催

第1回 平成24年9月21日

第2回 平成25年1月18日

2) 韓国医学図書館協議会（以下、KMLA）との連携

（1）2012年度KMLA秋季学術大会へJMLA理事及び会員1名を派遣した。

派遣先会合：ビジネスミーティング、韓国医学図書館協議会秋季学術大会

開催日時：ビジネスミーティング 2012年10月10日（水）

KMLA秋季学術大会 2012年10月11日（木）～12日（金）

派遣者：磯野 威（理事・個人）、牛澤 典子（東邦大医）

内容：KMLAから消費者健康情報について講演できる方を派遣してほしいとの希望があったため、医療・健康情報委員会からの推薦を受けた会員を派遣した。

（2）2013年度第84回JMLA総会へKMLA会員2名の招聘の準備を開始した。

3) 英語組織名称

本会にかかわる名称の英語表記を理事及び各委員会と調整のうえ新規作成・修正した。
国際交流委員会のページに掲載する（予定）。

4) 英語ホームページ作成

海外の図書館員を対象に、本会の活動を広報するためのホームページの原稿作成を開始した。2013年4月に公開を予定している。

5) 米国医学図書館協会（以下、MLA）との連携

(1) MLA と JMLA の二者協定締結の調整を行った。

2011年の震災で滞っていた同協定の修正作業及び締結に向けての作業を行い、2013年3月に締結に至った。

(2) MLA 初参加者への助成

2013年5月開催予定の MLA' 13/11th. ICML 参加予定者で、MLA 初参加者を対象とした助成金の支給を企画した。

募集期間：2012年11月26日～2013年1月31日

応募者：0人

(3) MLA 参加促進キャンペーンの企画

MLA 初参加者の助成募集に対して応募者がいなかったことを踏まえ、今後の参加を促進するキャンペーンの企画を開始した。

(4) 2013年の MLA 総会にて、先方の International Cooperation Section と今後の連携強化について懇談を企画した。

6) EBM セミナーの企画

2013年9月開催予定の招聘海外講師による EBM セミナーの企画を開始した。日本薬学図書館協議会と共催の教育研究事業として位置づけられるため、兼任の諏訪部委員が教育研究委員会委員と連携を行うことを両委員会で確認している。

7) 委員の公募

国際交流委員会の委員を公募した。

募集期間：2012年11月26日～2013年1月15日

応募者：0人

3. その他の報告事項

事業内容が多く負担が大きい。委員の増員が必要である。

4. 今後の課題

1) 英語ホームページの公開

2) KMLA 連携事業における派遣者の見直し、定型化と覚書の締結

3) MLA との二者協定に基づく連携事業の開始

4) MLA 参加促進キャンペーンの実施

5) EBM セミナーの実施

組織・制度委員会

1. 委員

担当理事 北川 正路（慈恵大）

委員長 尾崎 聖太郎（麻布大）

委員 加藤 恵子（国がん）、新谷 知之（東海大医）、土佐 智義（個人）

2. 事業報告と年間目標の達成状況

1) 委員会の開催

第1回 平成24年7月20日

第2回 平成24年11月14日

第3回 平成25年1月22日

第4回 平成25年3月22日

2) 新定款に基づく細則、規程の改正

東京都から認証された新定款（平成23年12月2日付）に基づき、以下の細則、規程の改正案を作成して、理事会に提出した。

各改正案は、理事会での審議・承認の後、施行とした。

- ・「理事会の運営に関する細則」(平成 24 年 8 月 29 日施行)
- ・「地区会に関する細則」(平成 24 年 8 月 29 日施行)
- ・「名誉顧問及び会友に関する細則」(平成 24 年 8 月 29 日施行)
- ・「総務会規程」(平成 24 年 9 月 28 日施行)
- ・「委員会規程」(平成 24 年 8 月 29 日施行)
- ・「中央事務局規程」(平成 24 年 8 月 9 日施行)
- ・「資産管理規程」(平成 24 年 9 月 28 日施行)
- ・「旅費規程」(平成 24 年 9 月 28 日施行)
- ・「教育・研究規程」(平成 24 年 8 月 9 日施行)
- ・「ヘルスサイエンス情報専門員認定資格規程」(平成 24 年 5 月 1 日施行)
- ・「研究助成費及び海外研修助成費規程」(平成 24 年 8 月 9 日施行)
- ・「奨学基金規程」(平成 24 年 8 月 9 日施行)
- ・「協会賞・奨励賞授与取扱規程」(平成 24 年 5 月 1 日施行)
- ・「協会所有電子資料利用規程」(平成 24 年 9 月 28 日施行)

3) 正会員 B から A に変更した会員の平成 26 年度以降の年会費の移行

第 82 回総会(平成 23 年度)において、大学の機関は全て正会員 A となることが承認された。これに伴い、正会員 B(年会費 4 万円)から正会員 A(年会費 8 万円)に変更となる会員が生じるため、移行について、平成 23 年度に理事会に複数の移行案を提出した。

理事会で審議の後、平成 24 年度総会にて以下の移行が理事会から提案され、承認された。

正会員 B から A に移行した会員の年会費の段階的移行

- ・平成 26 年度 6 万円
- ・平成 27 年度 6 万円
- ・平成 28 年度 6 万円
- ・平成 29 年度以降 8 万円

当初、「入会及び退会に関する細則」に移行措置を反映させた内容として改正する予定であったが、細則は改正せず、要覧に移行方法を参考注記として記載することとし、理事会の了承を得た。

4) 会員の権利(特典)と義務の明確化

会員の権利(特典)と義務の内容が会員に周知されていないため、入会案内パンフレットやホームページに明確に記載する必要性が挙げられている。

そのため、会員の権利(特典)と義務、会員として貢献できる内容について会員種別ごとに一覧表を作成し、理事会に提出した。

会員の権利(特典)と義務の明確化については、平成 25 年度総会において、理事会から提案される予定である。

5) 本会の活動に即した法人組織の在り方の提案

現在、本会は NPO 法人であるが、活動の現状を考慮した際、どのような法人組織が適しているかを再考する必要性が挙げられている。

法人組織の在り方についての具体的な統一案の作成には至らず、平成 25 年度の課題となった。

6) 議事要録、本会作成文書の形式の統一

表記統一の必要性について企画・調査委員会と意見交換をしたが、具体的な統一案の作成は、平成 25 年度の課題となった。

3. その他の報告事項

1) 「総会運営に関する細則」の改正

標記細則の改正が平成 25 年度総会の審議事項となったため、改正案を作成して、理事会

に提出した。

2) 委員会内規抜粋版

要覧に掲載される委員会内規抜粋版の記述が委員会ごとで形式が異なるため、記述を統一した抜粋版案を作成して、理事会に提出した。理事会で審議の後、委員会内規抜粋版の改正が承認された。

4. 今後の課題

- 1) 会員の権利（特典）と義務の明確化
- 2) 本会の活動に即した法人組織の在り方の提案
- 3) 議事要録、本会作成文書の形式の統一
- 4) 総会での審議に関する事項

2. 5 部会活動

病院部会

1. 幹事

奥出 麻里（千葉 MC） 連絡責任者

泉 峰子（科学院）、加藤 恵子（国がん）、河合 富士美（聖路加医）、玄馬 寛子（倉敷中病）、安田 多香子（愛知がん）

2. 事業報告と年間目標の達成状況

1) 幹事会の開催

第1回 平成25年2月8日

2) 病院部会定例会

第83回総会分科会において定例会を開催した。参加者は会員21名。

3) 見学会

平成25年2月8日に倉敷中央病院の見学会を開催した。参加者37名（会員23名、非会員14名）。

2. 6 研修会

第83回日本医学図書館協会総会分科会

期 日：平成24年5月25日（金）

会 場：日本科学未来館

テーマ：A やってみよう！図書館での医療・健康情報サービス

～業務の基本を学ぶ・広げる～

B 加速する研究—日本と韓国、支援のための3つの視点—

C 医歯薬分野における日本型電子出版の課題

本会ホームページアドレス：

http://plaza.umin.ac.jp/~jmla/sokai/83rd_sokai/83sokai.html

日本薬学図書館協議会、独立行政法人科学技術振興機構と共催した。

第19回医学図書館員基礎研修会

期 日：平成24年8月8日（水）～10日（金）

会 場：愛知学院大学

テーマ：マイテーマを見つけよう、探そう：医学図書館員として

受講者数：58名

内訳：JMLA38名（うち1名はJPLAにも加盟）、その他20名

本会ホームページアドレス：

<http://plaza.umin.ac.jp/~jmla/event/kako/kiso-back/19kiso/kiso-19.html>

日本薬学図書館協議会と協賛した。

第19回医学図書館研究会・継続教育コース

期 日：平成24年11月5日（月）～7日（水）

会 場：東京医科歯科大学

テーマ：ILB360 ～医学系図書館 360度指向型サービス～

継続教育コースⅠ：「医師と看護師の研究活動を知る」

継続教育コースⅡ：文献検索演習 中級編 医中誌とPubMed

テーマ：「SGK24（質問を吟味して検索スキルを高めよう！平成24年度版）」

参加者：研究会 65名（演題発表 12件）

継続教育コースⅠ 59名、継続教育コースⅡ 62名

総数 84名 内訳：JMLA 68名（うち3名はJPLAにも加盟）、
JPLA 1名、その他 15名

本会ホームページアドレス：

<http://plaza.umin.ac.jp/~jmla/event/kako/res-back/19th/19res.html>

日本薬学図書館協議会と協賛した。

文献検索講習 上級編 —診療ガイドライン作成のためのPubMed検索と文献の読み方を学ぶ—

期 日：平成24年6月14日（木）～15日（金）

会 場：国立女性教育会館

参加者：18名

規 程 集

3 規程集

3. 1 定 款

特定非営利活動法人日本医学図書館協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人日本医学図書館協会と称し、英文名称を The Japan Medical Library Association とする。

(事務所等)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置き、必要に応じ支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、保健・医療その他関連領域の図書館事業の振興及び情報の流通に関する調査、研究並びに開発を推進することによって、図書館を利用する者がより広く、高度の知識を習得できるようにし、もって保健・医療その他関連領域の進歩発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) 社会教育の推進を図る活動
 - (3) 情報化社会の発展を図る活動
 - (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 保健・医療関連図書館（以下「図書館」という。）に関する調査、研究及び開発
- (2) 機関誌及び刊行物の発行
- (3) ホームページによる広報
- (4) 図書館及びその所蔵資料に関する情報の収集、提供、相互利用
- (5) 図書館に関する教育普及及び図書館にかかわる者の認定資格事業
- (6) 国内外の関連機関、団体との交流、協力提携及び共同事業の推進
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は次の5種とし、維持会員以外の会員（以下「構成員」という。）をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員A 本会の目的に賛同して入会した大学・学部の図書館
 - (2) 正会員B 本会の目的に賛同して入会した病院、研究所等の図書館
 - (3) 正会員個人 本会の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人
 - (4) 協力会員 本会の事業に協力するために入会した公益団体
 - (5) 維持会員 本会の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき、又は会員である団体が消滅したとき。

(2) 会費を2年以上滞納し、理事会において納入の意思がないものと判断したとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員等

(種別及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 理 事 9名以上14名以内

(3) 監 事 1名以上3名以内

(選任等)

第13条 会長及び理事は、総会において選任する。

2 理事の互選により、専務理事1名を選任する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員及びその配偶者並びに3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることができない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、本会の役員になることができない。

5 監事は、総会で選任する。

6 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

7 役員の選任方法に関する細則は、理事会の議を経て会長が別に定める。

(職務)

第14条 会長は、本会を代表し、その会務を統括する。

2 専務理事は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会の構成員として、法令、定款及び総会又は理事会の議決に基づき、会務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、会務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会の招集をすること。

(5) 理事の職務執行状況又は本会の財産状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、監事は総会において出席者総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(総務会等)

第19条 本会の日常業務を円滑に執行処理するため、理事会の下に総務会を置く。

2 総務会は、専務理事のほか会長が指名する若干名の理事をもって構成する。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議を経て、会長が別に定める。

(委員会等)

第20条 理事会は、担当する会務の執行に必要な委員会を置く。

2 理事会が必要と認めたとき、その他に臨時委員会を置くことができる。

第5章 地区会、部会

(地区会)

第21条 本会は、事業遂行のため、地区会を置く。

2 地区会は、構成員をもって構成する。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議を経て会長が別に定める。

(部会)

第22条 本会は、事業遂行のため、特定主題についての活動を行う部会を置くことができる。

2 部会は、構成員をもって構成する。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議を経て、会長が別に定める。

第6章 評議員及び評議員会

(評議員及び評議員会)

第23条 本会に、評議員を置く。

2 評議員数は、9名以上11名以内とする。

3 評議員会は、評議員をもって構成する。

4 評議員会は、会務に関する事項について、会長の諮問に応じて審議する。

5 前項に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 総会

(種別)

第24条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 前項の総会をもって、法が規定する社員総会とする。

(構成)

第25条 総会は、構成員をもって構成する。

(権能)

第26条 総会は、次に掲げる事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 事業計画及び予算並びにその変更

(6) 役員の選任、解任及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第55条において
も同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 会員の除名

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第27条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 構成員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の
請求があったとき。

(3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第28条 前条第2項第3号の場合を除き、総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも30日前までに通知しなければならない。

(運営方法)

第29条 総会の運営方法に関する細則は、この定款に定めるもののほか、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(議長)

第30条 総会の議長は、出席した構成員のうちから会長が指名する。

(定足数)

第31条 総会は、構成員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第32条 総会における決議事項は、第28条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第33条 やむを得ない理由のため総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。また、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により表決した構成員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第34条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 構成員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印した上、この議事録を本会の事務所において5年間備え置くこととする。

第8章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第36条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他、本会の運営に関する必要な事項
- (開催)

第37条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき。
- (招集)

第38条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び協議事項を記載した書面をもって、少なくとも30日前までに通知しなければならない。
- 3 会長は、前条第2号の規定により請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

(運営方法)

第39条 理事会の運営方法に関する細則は、理事会の議を経て会長が別に定める。

(議長)

第40条 理事会の議長は、出席した理事のうちから会長が指名する。

(定足数)

第41条 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第42条 理事会における決議事項は、第38条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第43条 やむを得ない理由のため会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

- 2 前項の規定により表決した理事は、前2条及び第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

- 3 議決すべき事項について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその理事会において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印した上、この議事録を本会の事務所において5年間備え置く。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第45条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第46条 本会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第47条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第48条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第49条 本会の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第50条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(予備費の設定及び使用)

第51条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができるものとする。

- 2 予備費を使用するときは、総務会の議決を経なければならない。ただし、次の理事会及び総会に報告することとする。

(予算の追加及び更正)

第52条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第53条 本会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第54条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(臨機の措置)

第55条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他、新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第10章 名誉顧問及び会友

(名誉顧問及び会友)

第56条 本会に、名誉顧問及び会友を置くことができる。

- 2 名誉顧問及び会友に関する細則は、理事会の議を経て、会長が別に定める。

第 11 章 中央事務局等

(中央事務局)

第 57 条 本会に、事務を処理するため中央事務局を設け、事務局長及びその他必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て会長が任免し、職員は会長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議を経て会長が別に定める。

第 12 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 58 条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した構成員の過半数の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 59 条 本会は、次に掲げる事由により解散するものとする。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 構成員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由により本会が解散するときは、構成員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 60 条 本会が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 61 条 本会が合併しようとするときは、総会において構成員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 13 章 公告

(方法)

第 62 条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行うものとする。

第 14 章 雑則

(細則)

第 63 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定めることができる。

附 則

- 1 この定款は、本会の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

会 長 清水 英佑

専務理事 殿崎 正明

理 事 茂幾 周治 高野 史子 北川 正路 吉江 吉夫

平 紀子 奈良岡 功 磯野 威 土佐 智義

監 事 新井 勉 星 和夫

- 3 本会の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年5月31日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 本会の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 6 本会の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、初年度は短期間につき免除する。

正会員A（団体）	入会金	100,000 円	年会費	80,000 円	
正会員B（団体）	入会金	50,000 円	年会費	40,000 円	
正会員C（団体）	入会金	100,000 円	年会費 1 口	100,000 円	
正会員D（個人）	入会金	3,000 円	年会費	10,000 円	
協力会員（団体）	入会金	100,000 円	年会費	80,000 円	
維持会員（個人）	入会金	なし	年会費 1 口	5,000 円	（1 口以上）
維持会員（団体）	入会金	なし	年会費 1 口	100,000 円	（1 口以上）

附 則

この定款は、平成23年2月10日から施行する。

附 則

この定款は、平成23年12月2日から施行する。

3. 2 細 則

入会及び退会に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款第7条、第8条及び第9条の規定に基づき、入会及び退会に関し、必要な事項を定める。

(入会申込)

第2条 定款第7条第2項に規定された入会申込は、別紙様式1～2により申し込むものとする。

(入会金及び会費)

第3条 定款第8条に基づき、入会金及び会費の額は、次のとおりとする。

(1) 正会員A	入会金	100,000 円	年会費	80,000 円
(2) 正会員B	入会金	50,000 円	年会費	40,000 円
(3) 正会員個人	入会金	3,000 円	年会費	10,000 円
(4) 協力会員	入会金	100,000 円	年会費	80,000 円
(5) 維持会員(個人)	入会金	なし	年会費 1 口	5,000 円 (1 口以上)
(6) 維持会員(団体)	入会金	なし	年会費 1 口	100,000 円 (1 口以上)

(退会届)

第4条 定款第9条第1項の規定に基づき、退会する会員の退会届は、別紙様式3により届け出るものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この細則は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年5月20日から施行する。

参考

平成23年5月20日の総会において、正会員BからAに移行した会員の会費は、平成26年度から平成28年度までは、60,000円、平成29年度以降は、80,000円とする。

(様式1：団体用)

年 月 日

入 会 申 込 書

特定非営利活動法人日本医学図書館協会

会 長 福 井 次 矢 殿

住 所 〒

図書館名
(団体名)
代 表 者

印

貴協会に入会いたしたく、下記のとおり申し込みます。
なお、事務連絡は、下記へお願いします。

記

1. 会員種別 ☐正会員A又はB ☐協力会員 ☐維持会員(申込み口数 ☐)
注：正会員A又はBについては、当会で判断します。

2. 連 絡 先

フリガナ
氏 名

電 話 (内線)

F A X

E-mail

(様式2：個人用)

年 月 日

入 会 申 込 書

特定非営利活動法人日本医学図書館協会

会 長 福 井 次 矢 殿

氏 名 印

貴協会に入会いたしたく、下記のとおり申し込みます。

記

フリガナ

1. 氏 名
2. 会員種別 ☐正会員 ☐維持会員（申込み口数 口）
3. 自宅住所 〒
電 話 F A X
E-mail
4. 勤 務 先 所属部署

所在地 〒
電 話 （内線 ）
F A X
E-mail
5. 連絡方法 ☐自宅郵送 ☐自宅メール ☐勤務先郵送 ☐勤務先メール

- ※1. 本申込書に書かれた情報は、本会から申込者への連絡及び本会の事業目的以外の使用はいたしません。
2. 「1～3」は、記入できないものを除いて記入必須項目ですが、「4. 勤務先」は、記入必須項目ではありません。
3. 地区会に関する細則第4条の規定により、本会入会と同時に地区会にも加入することとなり、地区会事務局に上記連絡先が通知されることを御了承ください。
4. 中央事務局からお届けする規約等に同意してお申し込みください。

(様式3)

年 月 日

退 会 届

特定非営利活動法人日本医学図書館協会

会 長 福 井 次 矢 殿

住 所 〒

会員番号

会 員 名

印

代表者名

(団体の場合、ご記入ください)

貴協会を下記の理由により、退会いたします。

記

理 由

役員の選任方法に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款第13条第7項の規定に基づき、役員の選任方法に関し、必要な事項を定める。

(役員選挙管理委員会)

第2条 評議員及び評議員会に関する細則第2条第2項に基づき、設置される選挙管理委員会(以下「委員会」という。)は、役員選挙に係る事務を統括する。

2 委員会は、互選された3名以上5名以内の評議員によって構成し、委員長は、委員で互選する。

3 委員会は、役員選挙に係る問題の処理について、評議員会に必要な助言を求めることができる。

(選挙の公示)

第3条 委員会は、役員が選任される総会の150日前までに役員選挙を公示し、立候補者を公募するとともに、地区会に候補者の推薦を依頼する。

2 公示する内容は、次のとおりとする。

(1) 理事会が定める別表に掲げる会長及び理事の公募定数並びに職務

(2) 理事会が定める監事の公募定数

(3) 役員選挙管理委員会名簿

(4) その他、委員会が必要と認める事項

(候補者の資格及び要件)

第4条 候補者は、立候補者及び地区会から推薦された者とする。

2 正会員A及びBに所属する個人並びに正会員個人(以下「個人会員」という。)は、候補者になることができる。

3 立候補者は、別紙様式の役員候補者届を委員会に提出しなければならない。

4 地区会は、公募定数以内の候補者を推薦することができる。

5 委員会は、地区会推薦候補者に対して別紙様式の役員候補者届によって本人の受諾を確認しなければならない。

6 選挙管理委員が候補者となった場合は、委員を辞任することとし、委員会は、評議員会に対して委員の補充を依頼できるものとする。

(候補者の受付)

第5条 委員会は、前条第3項及び第5項の規定に基づき、提出された役員候補者届を受理する。

2 委員長は、候補者受付の結果を評議員会に報告するものとする。

(候補者の公示)

第6条 委員会は、会長、理事及び監事候補者を選挙公報によって公示するものとする。

(選挙の方法)

第7条 選挙の方法は、次のとおりとする。

(1) 投票は、郵送により行う。

(2) 投票権を有する会員は、正会員及び協力会員とする。

(3) 正会員A、B及び協力会員の代表者が個人会員の場合は、それぞれの投票権を行使できるものとする。

- (4) 選挙は、投票権を有する会員の3分の1以上の投票によって成立するものとする。
 - (5) 開票は、会長が委嘱する正会員立会人2名のもとに、委員会が行う。
 - (6) 投票の有効、無効の判定は、委員会が行う。
 - (7) 会長、理事及び監事候補者は、有効投票総数の過半数の得票を得た者のうちで得票数の順に当選者とする。
 - (8) 得票数が同数の場合は、抽選により当選者を決定する。
 - (9) 有効投票総数の過半数の得票を得た非当選者を補欠者とする。
 - (10) 候補者数が公募定数以内の場合も投票を行う。
- (選任)

第8条 投票結果及び当選者は、総会の承認によって有効とする。

(補充と増員)

第9条 役員を補充又は増員する場合は、補欠者のなかから得票数が多い順に選任する。

(選挙不成立への対応等)

第10条 本細則の定めによる役員選任が困難となった場合、評議員会は対策を講じるものとする。

(改廃)

第11条 この細則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この細則は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年11月12日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年10月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月18日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年10月21日から施行する。

(別表) 理事職務

職 務 名		人 数
会長		1 名
専務理事		1 名
理事	総務会担当（受託事業、広報、国際交流等）	専務＋若干名（兼務）
	財政担当	1 名
	企画・調査担当	1 名
	出版・編集担当	1 名
	雑誌担当	1 名
	教育・研究担当（協会賞・奨励賞選考を含む）	1 名
	認定資格担当	1 名
	健康情報研修、専門職能力開発担当	1 名
	国立ヘルスサイエンス情報センター検討担当	1 名
	組織・制度担当	1 名
	その他の臨時的職務	兼務

注 1 それぞれの人数及び職務は、役員改選の都度、理事会が定める。

2 職務を兼務する場合がある。

(別紙様式)

役員候補者届

フリカナ

氏 名

印

生年月日

役員種別

会長

理事

監事

候補種別

立候補

推薦 (推薦地区会名)

)

会員種別

正會員

A

B

個人

所

属

職

歷

本会役員・委員歴及び業績

所

信

備考：全項目に記入してください。記入事項は全て選挙公報に掲載されます。ただし、生年月日は例外としますので、非掲載をご希望の場合はその旨明記願います。

なお、記載された情報は「個人情報保護法」に基づいて取り扱い、役員候補資格の確認と選挙公報以外に使用することはありません。(役員選挙管理委員会)

地区会に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款第21条第3項の規定に基づき、地区会に関し、必要な事項を定める。

(地区会の目的及び事業)

第2条 地区会は、本会の事業を遂行するために必要な地域的活動を行う。

2 地区会は、地域の関連団体と連携し、定款第4条に規定する活動を推進する。

(地区会の区分及び名称)

第3条 地区会は、北海道地区会、東北地区会、関東地区会、北信越地区会、東海地区会、近畿地区会、中国・四国地区会、九州・沖縄地区会の8地区会とする。

2 地区会の名称は、「特定非営利活動法人日本医学図書館協会（地区会名）地区会」とする。

3 各地区会に属する都道府県は、以下のとおりとする。

地区会名	都 道 府 県
北海道地区会	北海道
東北地区会	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東地区会	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
北信越地区会	新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県
東海地区会	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿地区会	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国・四国地区会	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州・沖縄地区会	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(地区会会員)

第4条 正会員及び協力会員（以下「会員」という。）は、入会時に機関の所在地又は個人の居住地の地区会に所属するものとする。

2 会員が所属する地区会の変更を希望する場合は、理事会の承認を得ることとする。

(組織・運営)

第5条 地区会は、組織、構成、運営等に関する事項を地区会会則に定め、理事会に提出するものとする。

2 地区会の運営に要する経費について、本会に請求することができる。

3 研修会等地区会独自の事業に必要な経費は、本会からの配分金のほか、参加費等を徴収することができる。

4 地区会の主催する研修等の事業に、会員以外の者を参加させることができる。

(地区会事務局及び連絡会議)

第6条 地区会に、事務局を置くものとする。

2 地区会事務局は、本細則及び地区会会則に規定される地区会の任務を遂行する。

- 3 中央事務局は、地区会事務局連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、本会と地区会の連絡調整を行う。
- 4 連絡会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、特定の地区会に限定される会議は、当該地区会の合意により開催することができる。
- 5 連絡会議の議長は、出席者の互選とし、議題、運営等はあらかじめ中央事務局が調整するものとする。
- 6 連絡会議に、議題に関連する担当理事等の出席を求めることができる。
- 7 連絡会議の庶務は、中央事務局が担当する。

（評議員の選出）

第7条 地区会は、評議員及び評議員会に関する細則第4条第1項に基づき、評議員1名を選出し、会長に推薦する。

（役員等の推薦）

第8条 地区会は、役員選任に関する細則第4条第4項に基づき、役員候補者を推薦することができる。

- 2 地区会は、名誉顧問及び会友に関する細則第3条第2項に基づき、会友を推薦することができる。

（総会議案の準備）

第9条 地区会は、総会運営に関する細則第11条第2項に基づき、会員から提出される総会議案を取りまとめなければならない。

（報告）

第10条 地区会は、会則の変更、当該年度の活動を理事会に報告するものとする。

（改廃）

第11条 この細則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

- 1 この細則は、平成17年4月22日から施行する。
- 2 この細則の適用については、地区会の事情により理事会の承認のもとに2年以内の適用留保期間を設けることができる。

附 則

この細則は、平成17年10月21日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年8月29日から施行する。

評議員及び評議員会に関する細則

（目的）

第1条 この細則は、定款第23条第5項に基づき、評議員及び評議員会に関し、必要な事項

を定める。

(評議員の任務)

第2条 評議員は、評議員会を組織し、定款第23条第4項に基づき、協会の中長期的目標及び当面の重要課題について会長の諮問に応じて審議する。

2 評議員会は、役員選挙において、役員選挙管理委員会を組織し、選挙の公平な実施のために会長及び役員選挙管理委員会に対して助言する。

(評議員会の構成)

第3条 評議員会は、地区会が推薦する評議員と会長が指名する評議員で構成する。

(評議員の選出)

第4条 各地区会は、地区会会員のうちから評議員1名を選出し、会長に推薦する。

2 会長指名の評議員は3名以内とし、会員に限定しない。会長は、その選任について理事会の助言を求めることができる。

3 評議員は、会長が委嘱して総会において報告する。

(評議員の任期及び欠員補充)

第5条 評議員の任期は、就任が報告された総会から2年後の通常総会までとし、再任を妨げない。

2 地区会選出評議員と会長指名評議員を交互に改選する。

3 地区会選出評議員の欠員補充はその地区会が、会長指名評議員の欠員補充は会長が行い、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 会議は、通常総会終了後、速やかに開催する。

2 会議において議長を互選する。議長の任期は1年とし、再任を妨げない。

3 評議員は、評議員総数の3分の1以上により、会議の目的たる事項を示して会議の招集を請求することができる。

4 会議には、会長と専務理事が出席するものとする。会長は、必要に応じて、その他の理事等の出席を求めることができる。

5 会議の書面表決等は、定款第33条の規定を準用する。

(議事録)

第7条 評議員会の議事録は、中央事務局が作成するものとする。

(改廃)

第8条 この細則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この細則は、平成17年4月22日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成19年4月20日から施行する。

2 第3条及び第4条の規定にかかわらず、この改正細則が施行された日に評議員であった者の任期は、改正前の細則に従うこととする。

3 第5条の規定にかかわらず、この改正細則施行後、最初に会長が指名する評議員の任期は、1年とする。

附 則

この細則は、平成23年10月21日から施行する。

総会運営に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款第29条の規定に基づき、総会の運営及び手続に関し、必要な事項を定める。

(会期)

第2条 通常総会の会期は、1日間とする。

2 臨時総会の会期は、理事会において定めるものとする。

3 通常総会に連続して、講演会、研修会、分科会又は部会等（以下「講演会等」という。）を開催できるものとする。

(開催地)

第3条 開催地は、原則として東京都とする。ただし、4年に1回程度、東京都以外で開催できることとする。

(総会組織委員会)

第4条 理事会は、総会開催の都度、総会組織委員会（以下「委員会」という。）を組織する。

2 委員会は、中央事務局に置く。

3 委員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 会長

(2) 理事

(3) 中央事務局長

(4) その他、理事会が必要と認めた者

4 委員長は、会長とする。

(総会実行委員会)

第5条 委員会の下に、総会実行委員会（以下「実行委員会」という。）を組織する。

2 実行委員会は、中央事務局に置く。ただし、東京都以外で開催する場合は、当該地におくこととする。

3 実行委員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 専務理事を含む若干の理事

(2) 中央事務局長

(3) その他、理事会が必要と認めた者

4 実行委員長は、委員の互選とする。

(経費)

第6条 総会運営に係る経費は、原則として本会の予算及び出席会員の参加費をもって充てる。

(招集状)

第7条 総会の招集状は、会長が、総会開催日の1か月前までに正会員及び協力会員に発送する。

(名誉顧問及び会友の招請)

第8条 本会の名誉顧問及び会友に対しては、会長名をもって招請する。

(関係者招請)

第9条 総会に、官庁その他関係者の出席を必要とする場合は、会長名をもって招請する。

(議案提出手続)

第10条 会員が、総会に議案を提出する場合、臨時総会の場合を除き、所属地区会の事務局

に提出するものとする。

2 地区会事務局は、総会開催日の4か月前までに理事会に提出するものとする。

(委任状提出の手続)

第11条 総会構成員(正会員、及び協力会員)は、定款第33条第1項の規定に基づき、次に定める手続にしたがって委任状を提出することができる。

2 表決権を委任する会員は、別紙様式の「委任状」に署名、押印し、総会開催日の2週間前までに、原本を中央事務局に提出しなければならない。

3 表決権の委任状を受ける場合、1を超えることはできない。

(表決権)

第12条 総会における表決権は、1総会構成員につき1票とする。ただし、委任状により表決権を委任されたときは、2票を行使することができる。

2 正会員A及びBの代表者が正会員個人である場合は、2票を行使することができる。

(議長)

第13条 総会の議長は、定款第30条に基づいて指名する。

2 総会の議長は、副議長を指名することができるものとする。

(議事録)

第14条 中央事務局は、議事録を作成し、会員に周知するものとする。

(オブザーバーの出席)

第15条 総会構成員以外の会員で、希望する者はオブザーバーとして総会に出席することができるものとする。ただし、会場の都合等で出席を認めないことがある。

(講演会等)

第16条 講演会の企画・運営に関することは、委員会が行うものとする。

(改廃)

第17条 この細則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この細則は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年5月23日から施行する。

(別紙)

特定非営利活動法人日本医学図書館協会

委 任 状

第 回日本医学図書館協会総会（平成 年 月 日：於 ）

における議案審議及び表決権の行使を、定款第 33 条第 1 項の規定に基づき、

に委任いたします。

平成 年 月 日

会 員 名： 印

特定非営利活動法人日本医学図書館協会

会 長 福 井 次 矢 殿

理事会の運営に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款第39条の規定に基づき、理事会の運営に関し、必要な事項を定める。

(理事会の運営)

第2条 理事会は、定款第35条及び第38条第1項に基づき、理事をもって構成し、会長がこれを招集する。

2 理事会の議長は、定款第40条に基づき、出席した理事のうちから会長が指名し、会長が欠席の場合は、専務理事が職務を代行する。

3 理事会は、定款第41条に基づき、理事総数の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

4 理事会の議事は、定款第42条第2項に基づき、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、定款第14条第4項第5号に基づき、理事会に出席し、意見を述べることができる。

6 理事会は、定款第20条に基づき、理事会の下に事業目的達成のために必要な委員会を置くことができる。

7 理事会は、電子メール等により審議を行うことができるものとする。

(理事会の審議事項)

第3条 理事会は、定款第36条各号に掲げる事項及び次の各号に掲げる事項を含む、特定非営利活動法人日本医学図書館協会の運営に関する重要事項全般を審議する。

(1) 定款及び規則類の制定・改廃に関すること。

(2) 別表に掲げる理事の担当職務に関すること。

(3) 事業計画及び収支予算に関すること。

(4) 事業報告及び収支決算に関すること。

(5) 会員の除名に関すること。

(6) 入会金及び会費に関すること。

(7) 総会組織委員会に関すること。

(8) 総会の議決した事項及び運営に関すること。

(9) 名誉顧問及び会友に関すること。

(10) 事務局の組織及び運営に関すること。

(11) 役員の補充に関すること。

(12) その他、事業目的達成のために必要な事項

(書面表決)

第4条 会議の書面表決等は、定款第33条の規定を準用する。

(議事録)

第5条 理事会の議事録及び電子メール等による審議録は、中央事務局が作成するものとする。

(改廃)

第6条 この細則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この細則は、平成16年4月23日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月18日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年8月29日から施行する。

(別表) 理事職務・人数・担当委員会

職 務 名		人 数	担当委員会
会長		1 名	
専務理事		1 名	総会組織委員会
理 事	総務会担当	若干名 (兼務)	
	財政担当	2 名 (兼務)	
	企画・調査担当	1 名	企画・調査委員会
	出版・編集担当	1 名	機関誌「医学図書館」編集委員会
			出版委員会
	広報担当	1 名	広報委員会 ホームページ担当ワーキンググループ
	雑誌担当	1 名	雑誌委員会
	教育・研究、医療・健康情報、認定資格運営、協会賞・奨励賞選考ほか、担当	2 名	教育・研究委員会 医学図書館員基礎研修会実行委員会 医学図書館研究会・継続教育コース実行委員会 研究助成費及び海外研修助成費選考委員会
			医療・健康情報委員会 医療・健康情報ワーキンググループ
			認定資格運営委員会
			専門職能力開発委員会
			協会賞・奨励賞選考委員会
			奨学委員会 (休止)
	受託担当	1 名	受託事業委員会 診療ガイドラインワーキンググループ
	国際交流担当	1 名	国際交流委員会
	組織・制度担当	1 名	組織・制度委員会
	その他の臨時的職務	若干名	国立ヘルスサイエンス情報センター検討委員会 相互利用マニュアル検討委員会 (休止) 会員増加推進ワーキンググループ (休止) その他

注1 職務及びそれぞれの人数は、役員改選の都度、理事会が定める。

2 職務を兼務する場合がある。

名誉顧問及び会友に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款第56条第2項の規定に基づき、名誉顧問及び会友に関し、必要な事項を定める。

(資格)

第2条 本会の運営、活動、その他について、特に功績顕著な正会員A、Bに所属する個人及び正会員個人を名誉顧問として推戴することができる。

2 本会の運営等について功績のあった会員が、その職を離れた場合、本人の希望により会友として推薦することができる。

(推戴・推薦手続)

第3条 名誉顧問は、会長経験者を対象に会長又は理事会が発議し、会長が委嘱する。

2 会友は、60歳以上で2期以上の理事経験者又は同等の功績がある者を対象に、地区会の推薦により、理事会が発議し、会長が委嘱する。

(総会への報告)

第4条 前条の規定に基づき、名誉顧問又は会友となった者は、総会において報告する。

(権利)

第5条 名誉顧問及び会友は、次の権利を有する。

- (1) 会長の求めに応じて意見を述べること。
- (2) 総会に出席して意見を述べること。
- (3) 本会が事業として行う研究会等へ参加すること。
- (4) 機関誌の配布を受けること。
- (5) 機関誌へ投稿すること。
- (6) 本会出版物を会員価格で購入すること。

(改廃)

第6条 この細則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この細則は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年10月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月19日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年8月29日から施行する。

3. 3 規 程

総務会規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第19条第3項の規定に基づき、総務会に関し、必要な事項を定める。

(議長)

第2条 総務会の議長は、専務理事とする。

2 専務理事が不在のときは、総務会の中からあらかじめ会長が指名した理事が議長となる。

(会議)

第3条 総務会の会議は、原則として2か月に1回開催する。

(議事録)

第4条 総務会の会議の議事録は、中央事務局が作成し、理事会に報告する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月28日から施行する。

委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第20条の規定に基づき、委員会に関し、必要な事項を定める。

(委員会の種類)

第2条 委員会は、常設委員会及び臨時委員会とする。

2 常設委員会は、次の委員会とする。

(1) 企画・調査委員会

(2) 機関誌「医学図書館」編集委員会

(3) 出版委員会

(4) 広報委員会

(5) 雑誌委員会

(6) 教育・研究委員会

(7) 医療・健康情報委員会

(8) 認定資格運営委員会

(9) 受託事業委員会

(10) 協会賞・奨励賞選考委員会

(11) 国際交流委員会

(12) 組織・制度委員会

3 臨時委員会は、理事会が必要と認めたときに一定期間設置する。ただし、常設委員会が統括する臨時委員会はこの限りではない。

(委員会の設置及び廃止)

第3条 委員会は、次の場合に設置又は廃止する。

(1) 総会が議決したとき。

(2) 理事会がその必要を認めたとき。

(設置及び廃止の公表義務)

第4条 新たに委員会を設置したとき、理事会は機関誌への掲載その他の方法により、その目的、任務及び委員構成を公表しなければならない。

2 委員会を廃止したとき、理事会は前項と同様の方法で、その理由を公表しなければならない。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、委員長1名及び委員若干名をもって組織する。

2 委員会の委員長は、当該委員会委員の互選による。

3 委員会が、特に必要があると認めたときは、副委員長を置くことができる。

(委員の選考と委嘱)

第6条 委員は、原則として正会員A、Bに所属する個人及び正会員個人の中から選考する。

2 委員は、理事会の同意により、会長が委嘱する。

(委員の任期)

第7条 常設委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 臨時委員会の委員の任期は、その期間中とする。

3 欠員補充のために選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の議事)

第8条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員総数の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

3 委員長は、議事を主宰し、委員会を代表する。

4 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 理事は、委員会に出席し意見を述べることができる。

(議事録)

第9条 委員会の議事録は、当該委員長が作成するものとする。

(委員会内規)

第10条 委員会は、理事会の議を経て当該委員会の内規を定めるものとする。ただし、臨時の委員会は、その限りではない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月29日から施行する。

委員会記載順序とそれぞれの位置づけに関する基準

定款第5条(1)～(7)に示された 本会事業、その他	常設・臨時、親・子委員会	備考
(1) 保健・医療関連図書館に 関する調査、研究及び開 発	企画・調査委員会	常設
(2) 機関誌及び刊行物の発行	機関誌「医学図書館」編集委員会	常設
	出版委員会	常設
(3) ホームページによる広報	広報委員会	常設・親
	ホームページ担当ワーキンググループ	子
(4) 図書館及びその所蔵資料 に関する情報の収集、提 供、相互利用	雑誌委員会	常設
	相互利用マニュアル検討委員会	臨時
(5) 図書館に関する教育普及 及び図書館にかかわる者 の認定資格事業	教育・研究委員会	常設・親
	医学図書館員基礎研修会実行委員会	子。教育・研究 委員会が所轄し、 組織する。
	医学図書館研究会・継続教育コース 実行委員会	
(6) 国内外の関連機関、団体 との交流、協力提携及び 共同事業の推進	研究助成及び海外研修助成選考委員会	子。教育・研究委 員会が兼任する。
	医療・健康情報委員会	常設・親
	医療・健康情報サービス研修ワーキン ググループ	子
	認定資格運営委員会	常設
	専門職能力開発委員会	臨時
	受託事業委員会	常設・親
	診療ガイドラインワーキンググループ	子
	協会賞・奨励賞選考委員会	常設
	国際交流委員会	常設
(7) その他目的を達成するた めに必要な事業	国立ヘルスサイエンス情報センター検討 委員会	臨時
協会運営に関する上記以外の 委員会（資料によって、事業 系委員会の前又は後に置く）	組織・制度委員会	常設
	総会組織委員会	臨時
	役員選挙管理委員会	臨時

中央事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第57条第3項の規定に基づき、中央事務局の運営に関し、必要な事項を定める。

(事務処理の総括)

第2条 中央事務局の事務処理は、事務局長が総括する。

(示達)

第3条 業務執行の示達は、会長名をもって行う。ただし、日常の業務については理事又は事務局長名をもって行うことができる。

(帳簿類)

第4条 中央事務局に、次の帳簿を備えるものとする。

- (1) 会員名簿
- (2) 会費徴収台帳
- (3) 事務日誌
- (4) 文書受発簿
- (5) 金銭出納帳
- (6) 備品台帳
- (7) 財産目録
- (8) その他の帳簿

(文書類)

第5条 中央事務局に、次の文書類を保管するものとする。

- (1) 定款、細則、規程、その他重要な規程類の原本
- (2) 総会、理事会、評議員会、その他重要な会議の議事録
- (3) 機関誌、その他協会刊行物それぞれ1部以上
- (4) 往復文書類、その他の文書

2 前項第4号の文書類は、原則として2年経過後は廃棄することができる。

(事務分掌)

第6条 中央事務局の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 会員に関すること。
- (2) 理事会、評議員会、地区会事務局及び総会に関すること。
- (3) 資料、文書の作成、整理及び保管に関すること。
- (4) 公印の保管に関すること。
- (5) 文書受発に関すること。
- (6) 郵便物等の授受配布、発送に関すること。
- (7) 予算に関すること。
- (8) 会計監査に関すること。
- (9) 会費徴収台帳等帳簿の管理・保管に関すること。
- (10) 伝票及び証書類の整理保管に関すること。
- (11) 決算に関すること。
- (12) 金銭の出納及び保管に関すること。
- (13) 預貯金通帳、証書保管に関すること。

- (14) 金銭出納簿の記帳に関すること。
 - (15) 電子媒体資料の保全に関すること。
 - (16) その他、必要な事務に関すること。
- (改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月9日から施行する。

資産管理規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第47条の規定に基づき、資産の管理に関し、必要な事項を定める。

(資産管理)

第2条 資産は、特定非営利活動促進法第28条に基づき、初年度及び毎年度決算後の財産目録を作成し、中央事務局が保管するものとする。

2 資産管理は、財政担当理事の担当とする。

(備品管理)

第3条 備品は、備品台帳により管理するものとする。

(資産の分類区分)

第4条 資産の分類区分は、次のとおりとする。

- (1) 土地、建物等の不動産
- (2) 書籍戸棚、机、キャビネット等1点5万円以上の備品類
- (3) パソコン、ファクシミリ機等1点5万円以上の事務機器類
- (4) 預貯金等の流動資産
- (5) その他、本会が所有する資産

(備品と消耗品の区分)

第5条 備品と消耗品の区分は、次のとおりとする。

- (1) 耐用年数が1年以上で、1点単価が5万円以上のものは備品とする。
- (2) 耐用年数が1年未満のもの、又は1点単価が5万円未満のものは消耗品とする。

(減価償却)

第6条 資産の減価償却は、毎会計年度、法人税法に基づく定額法によるものとする。

(不動産、備品の決裁権者)

第7条 不動産、備品等の購入、売却及び廃棄に関する決裁権者は、次のとおりとする。

- (1) 100万円以上の不動産、備品等は、理事会に諮るものとする。

(2) 30 万円以上 100 万円未満の備品等は、専務理事の決裁を得るものとする。

(3) 30 万円未満の備品等は、財政担当理事の決裁を得るものとする。

(流動資産の決裁権者)

第 8 条 預貯金等流動資産の支出に関する決裁権者は、次のとおりとする。

(1) 100 万円以上の支出については、専務理事の決裁を得るものとする。

(2) 20 万円以上 100 万円未満の支出については、財政担当理事の決裁を得るものとする。

(3) 20 万円未満の支出については、事務局長の決裁を得るものとする。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 9 月 28 日から施行する。

旅費規程

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人日本医学図書館協会（以下「本会」という。）が、会員及び非会員に支払う旅費に関し、必要な事項を定める。

(旅費の種類)

第 2 条 旅費とは、交通費及び宿泊費をいう。

(会員の旅費)

第 3 条 本会の要請により、委員会等に出席する会員に対して旅費を支給するものとする。

(交通費の算定基準)

第 4 条 交通費の算定基準は、次のとおりとする。

(1) 交通費は、所属機関の最寄り駅から用務地までとする。ただし、正会員個人は自宅の最寄り駅から起算する。

(2) 往復交通費合計額の 100 円未満は切り上げとする。

(3) 原則として合理的な経路で計算する。ただし、所用時間、乗り換え回数等を考慮する。

(宿泊費の支給)

第 5 条 宿泊費の支給基準は、次のとおりとする。

(1) 所属機関の最寄り駅又は正会員個人の自宅の最寄り駅を起点として、往路は午前 7 時までに出発しなければならない場合、帰路は午後 9 時までに到着できない場合、宿泊費を支給する。

(2) 会員の宿泊費は、用務地により、甲地は 1 泊 10,900 円、乙地は 1 泊 9,800 円とする。

(3) 甲地指定地域は、以下の表内に掲げるものとし、それ以外は乙地とする。

甲 地 指 定 地 域	
東京都	23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、小金井市、国分寺市、国立市、田無市、狛江市
神奈川県	横浜市、川崎市、横須賀市、葉山町
愛知県	名古屋市
京都府	京都市
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、東大阪市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、池田市、枚方市、茨木市、泉佐野市、八尾市、富田林市、寝屋川市、高石市、和泉市、箕面市
兵庫県	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市
福岡県	福岡市、北九州市

(航空運賃)

第6条 航空運賃の支給は、次のとおりとする。

(1) 原則として、用務地まで鉄道で片道4時間以上を要する場合は、航空運賃を適用する。

(2) 航空運賃は原則として合理的な経路で計算するが、本人の申出により、搭乗時刻、航空会社等を配慮する。

(非会員の依頼旅費)

第7条 非会員の依頼旅費は、第4条、第5条及び第6条の規定を摘要する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成16年4月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月17日から施行する。

教育・研究規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条第1号及び第5号の規定に基づき、本会の行う教育・研究事業に関し、必要な事項を定める。

(所管)

第2条 教育・研究に係る事業は、教育・研究委員会が所管し、各事業についてそれぞれ実行委員会を組織する。

第2章 医学図書館員基礎研修会

(趣旨)

第3条 医学図書館員基礎研修会（以下「基礎研修会」という。）は、新任の保健・医療関連図書館員に必要とされる基礎的な知識及び技術の習得に資することを目的とする。

(運営)

第4条 別表に掲げる地区単位の持ち回り制で実行委員会を組織し、委員長は委員の互選とする。また、実施にあたっては、「医学図書館員基礎研修会実施マニュアル」を参照するものとする。

(開催時期)

第5条 開催時期は、原則として年1回、7月又は8月頃とする。

(講師)

第6条 講師は、人材の発掘を兼ねて、原則として担当地区の会員から選任する。

(参加資格)

第7条 参加資格は、本会会員であることとする。ただし、実行委員会が認める限りにおいて、会員以外の者も参加できるものとする。

第3章 医学図書館研究会

(趣旨)

第8条 医学図書館研究会（以下「研究会」という。）は、中堅の保健・医療関連図書館員に必要とされる知識及び技術の習得に資することを目的とする。

(運営)

第9条 別表に掲げる地区単位の持ち回り制で実行委員会を組織し、委員長は委員の互選とする。また、実施にあたっては、「医学図書館研究会・継続教育コース実施マニュアル」を参照するものとする。

(開催時期)

第10条 開催時期は、原則として年1回、10月又は11月頃とし、継続教育コースと連続して開催する。

(参加資格)

第11条 参加資格は、本会会員であることとする。ただし、実行委員会が認める限りにおいて、会員以外の者も参加できるものとする。

(報告)

第12条 研究発表者は、その成果を、原則として機関誌「医学図書館」に発表するものとする。

第4章 継続教育コース

(趣旨)

第13条 継続教育コースは、専門職としての保健・医療関連図書館員に必要とされる知識及び技術の研鑽に資することを目的とする。

(運営)

第14条 委員会は、研究会実行委員会が兼務し、委員長は研究会実行委員長が兼務するものとする。また、実施にあたっては、「医学図書館研究会・継続教育コース実施マニュアル」を参照するものとする。

(開催時期)

第15条 開催時期は、原則として年1回、10月又は11月頃とし、研究会と連続して開催する。

(講師等)

第16条 テーマの選定並びに講師の選任は、実行委員会及び教育・研究委員会の協議によるものとする。

(参加資格)

第17条 参加資格は、研究会参加資格に準ずるものとする。

第5章 会計

(会計)

第18条 各事業の会計は、別に定める会計マニュアル及び実施マニュアルによるものとする。

2 参加者は、各実行委員会が、別に定める会費を納入するものとする。

第6章 教育・研究に係るその他の事業

(その他の教育・研究事業)

第19条 本会の行うその他の教育・研究事業のうち、研究助成、海外研修、奨学基金及び協会賞・奨励賞については、別に規程を定める。その他の教育・研究事業についても、特段の定めのあるものを除き、教育・研究委員会が統括するものとする。

第7章 雑則

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月9日から施行する。

(別表) 医学図書館員基礎研修会、医学図書館研究会・継続教育コース
地区持ち回りローテーション

基本方針

- 1 地区担当回数は、北海道地区4館を1単位とし、地区加盟館数に公平に比例させ28年で1巡する。その間の地区担当回数は以下のとおりとする。

北海道地区	1回	東北地区	2回
関東地区	12回	北信越地区	2回
東海地区	2回	近畿地区	4回
中国・四国地区	3回	九州・沖縄地区	2回

- 2 同一地区が同一年に基礎研修会、研究会・継続教育コースを同時に開催することは避ける。

	基礎研修会	研究会・継続教育コース
平成11年	東海地区	関東地区
平成12年	関東地区	北海道地区
平成13年	近畿地区	関東地区
平成14年	関東地区	近畿地区
平成15年	九州・沖縄地区	関東地区
平成16年	関東地区	中国・四国地区
平成17年	近畿地区	関東地区
平成18年	関東地区	東北地区
平成19年	中国・四国地区	北信越地区
平成20年	関東地区	近畿地区
平成21年	東北地区	東海地区
平成22年	北信越地区	関東地区
平成23年	関東地区	中国・四国地区
平成24年	東海地区	関東地区
平成25年	関東地区	九州・沖縄地区
平成26年	近畿地区	関東地区
平成27年	関東地区	近畿地区
平成28年	九州・沖縄地区	関東地区
平成29年	関東地区	中国・四国地区
平成30年	北海道地区	関東地区
平成31年	関東地区	東北地区
平成32年	近畿地区	関東地区
平成33年	関東地区	北信越地区
平成34年	中国・四国地区	東海地区
平成35年	東北地区	関東地区
平成36年	関東地区	近畿地区
平成37年	北信越地区	関東地区
平成38年	中国・四国地区	九州・沖縄地区

ヘルスサイエンス情報専門員認定資格規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条第5号の規定に基づき、ヘルスサイエンス情報専門員認定資格（以下「認定資格」という。）事業に関し、必要な事項を定める。

(事業の基本理念)

第2条 保健・医療情報サービスに携わる個人が認定資格取得を目指すことにより、次の各号に掲げる能力の向上を図る。

(1) 保健・医療その他関連領域（以下「保健・医療」という。）の情報の専門的知識及び技能

(2) 保健・医療情報サービスの管理、調整能力

(事業の所管)

第3条 本事業は、認定資格運営委員会（以下「委員会」という。）が所管する。

2 委員会は、本事業の評価を定期的に行い、理事会に報告する。

(資格の名称と種類)

第4条 認定資格の名称は、次のとおりとする。

和名 ヘルスサイエンス情報専門員

英名 JMLA Health Sciences Information Professional

略名 JHIP

2 資格の種類は、基礎、中級、上級の3種類とする。

(1) ヘルスサイエンス情報専門員（基礎資格）

JMLA Health Sciences Information Professional, Basic

JHIP, Basic

（保健・医療情報の基礎的な専門的知識及び技能を有すること。）

(2) ヘルスサイエンス情報専門員（中級資格）

JMLA Health Sciences Information Professional, Senior

JHIP, Senior

（保健・医療情報の専門的知識及び技能を有すること。）

(3) ヘルスサイエンス情報専門員（上級資格）

JMLA Health Sciences Information Professional, Distinguished

JHIP, Distinguished

（保健・医療情報の高度な専門的知識及び技能を有すること。）

(認定資格の要件)

第5条 資格は、申請時に、次の各号に定める要件を充たすものとする。

(1) ヘルスサイエンス情報専門員（基礎資格）

イ ヘルスサイエンス分野の図書館又はそれに準ずる施設で、過去5年以内に通算2年以上の実務経験を有すること。パートタイムや兼務のため勤務時間が週30時間未満の期間は、30時間を1週として換算するものとする。

ロ 特定非営利活動法人日本医学図書館協会（以下「本会」という。）主催の研修に1回以上参加していること。

ハ 司書資格を有することを原則とするが、司書資格を有しない者について、委員会はその実績に鑑み、要件を充たすものと認めることがある。

ニ 過去3年間に、認定資格ポイント表（以下「ポイント表」という。）で40ポイント以上を取得していること。

(2) ヘルスサイエンス情報専門員（中級資格）

イ ヘルスサイエンス情報専門員（基礎、中級、又は上級）の資格を取得していること。

ロ ヘルスサイエンス分野の図書館又はそれに準ずる施設で、5年以上の実務経験を有すること。パートタイムや兼務のため勤務時間が週30時間未満の期間は、30時間を1週として換算するものとする。

ハ 過去5年間に、ポイント表で70ポイント以上を取得し、そのうち「継続教育」項目においては、30ポイントを超えない範囲とする。また、「専門学協会活動への参画」について、5ポイント以上取得していること。

(3) ヘルスサイエンス情報専門員（上級資格）

イ ヘルスサイエンス情報専門員（基礎、中級、又は上級）の資格を取得していること。

ロ ヘルスサイエンス分野の図書館又はそれに準ずる施設で、10年以上の実務経験を有すること。パートタイムや兼務のため勤務時間が週30時間未満の期間は、30時間を1週として換算するものとする。

ハ 過去5年間に、ポイント表で100ポイント以上を取得し、そのうち「継続教育」項目においては、30ポイントを超えない範囲とする。また、「専門学協会活動への参画」について、10ポイント以上取得していること。

2 更新時の取得ポイントは、中級資格50ポイント以上、上級資格70ポイント以上とし、それ以外の要件は、新規申請時と同様とする。

（申請の手続き）

第6条 申請者は、次の各号に掲げる申請書類を会長に提出し、第7条に定める認定審査料をあらかじめ納入しなければならない。

- (1) 認定資格申請書
 - (2) ポイント申告書
 - (3) 申告ポイントを証明する書類等
 - (4) 職歴書
 - (5) 司書資格を証明する書類（基礎資格申請の場合）
 - (6) 認定審査料振込受領書
- （認定審査料）

第7条 認定審査料は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 基礎資格 正会員個人 5,000 円、正会員A、B及び協力会員に所属する個人 7,000 円、非会員 15,000 円
- (2) 中級資格 正会員個人 7,000 円、正会員A、B及び協力会員に所属する個人 10,000 円、非会員 17,000 円
- (3) 上級資格 正会員個人 12,000 円、正会員A、B及び協力会員に所属する個人 15,000 円、非会員 22,000 円

2 更新時の認定審査料は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 中級資格 正会員個人 5,000 円、正会員A、B及び協力会員に所属する個人 8,000 円、非会員 15,000 円
- (2) 上級資格 正会員個人 10,000 円、正会員A、B及び協力会員に所属する個人 13,000 円、非会員 20,000 円

3 納入された認定審査料は、返還しない。

(認定審査の実施)

第8条 委員会は、第6条に定める申請書類等に基づき、認定のための審査を行う。

- 2 申請受付及び審査は、年2回行う。
- 3 審査では、申請1件あたり2名以上が提出書類に基づき、審査要件の充足の有無を確認するものとする。
- 4 審査結果は、合議制で決定する。
- 5 委員会は、審査に必要な照会若しくは書類の追加又は再提出を申請者に求めることができる。
- 6 委員会は、審査結果を理事会に報告するものとする。

(認定及び認定証の交付)

第9条 資格認定は、委員会の審査結果に基づき、理事会の議を経て、会長が行う。

- 2 本会は、認定された者に認定証を交付するとともに、申請に応じて証明書類等を交付するものとする。

(認定資格の更新及び有効期間)

第10条 中級及び上級資格は、更新することができる。

- 2 中級及び上級資格の有効期間は、認定証の交付日から5年間とする。
- 3 中級及び上級資格は、期限内に更新しない場合、基礎資格となる。
- 4 基礎資格は、永年、保持することができる。

(認定資格の取消し)

第11条 申請書類等に虚偽又は不正等が認められた場合、委員会は、理事会にその事実を報告するものとする。

- 2 会長は、理事会の議を経て、認定資格を取り消すことができるものとする。

(異議申立て)

第12条 申請者は、審査の結果に異議がある場合、その旨記載した書面を会長に提出して、異議申立てを行うことができる。

- 2 異議申立ては、結果の通知を受け取った日から起算して30日以内にしなければならない。

(守秘義務)

第13条 認定資格運営委員会の委員は、職務上知り得た個人情報及び審査経過並びに結果等について、これを他の者に口外してはならない。また、委員退任後も同様とする。

(申請関係書類の扱い)

第14条 委員会は、審査に要する申請書類等を厳正に取り扱わなければならない。

- 2 関係書類及び審査結果等は、本会中央事務局にて永年保存するものとする。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

研究助成費及び海外研修助成費給付規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条第1号及び第5号並びに教育・研究規程第19条の規定に基づき、研究助成費及び海外研修助成費給付（以下「助成」という。）に関し、必要な事項を定める。

(所管)

第2条 助成は、選考委員会（以下「委員会」という。）が所管する。委員会は、教育・研究委員会が兼務する。

(資金)

第3条 助成のために必要な資金は、次の各号によるものとする。

- (1) 奨学基金
- (2) 本会助成金
- (3) 寄付金

(募集)

第4条 助成は、原則として次のとおり実施する。

- (1) 研究助成 毎年
- (2) 海外研修助成 毎年

2 委員会は、別に定める日本医学図書館協会研究助成費申請要項又は海外研修助成費申請要項により、助成額、実施期間等を明記して募集するものとする。

3 募集は、それぞれ助成額の範囲内とする。

(応募資格)

第5条 応募者は、次の各号に掲げる要件を充たさなければならない。

- (1) 正会員A、B及び協力会員に所属する個人、又は正会員個人であること。
- (2) 研究が、個人研究又は応募者がその研究代表者である共同研究であること。
- (3) 海外研修は、原則として会議又はセミナー等へ参加すること。
- (4) 助成額を超える支出は、応募者の責任で負担できること。
- (5) 海外研修においては、日常の英会話ができること。

(応募方法)

第6条 応募者は、別紙様式2又は別紙様式4に定める申込書に必要事項を記入し、会長に提出しなければならない。

2 正会員A、B及び協力会員に所属する個人の海外研修応募は、所属長が行うものとする。

(選考)

第7条 委員会は、募集額の範囲内で、研究助成及び海外研修助成を受ける者を、理事会に推薦するものとする。なお、応募者と同一機関に属する委員は、選考にかかわることができないものとする。

2 助成対象の決定は、理事会の議を経て、会長が行う。

3 委員会は、選考に必要な説明又は資料等を応募者に求めることができるものとする。

4 審査の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 研究又は研修内容に専門性、必要性及び将来性があること。
- (2) 研究又は研修内容が、合理的であること。
- (3) 助成金の使途が、当該研究又は研修の遂行に必要な経費であること。

5 選考は、該当無しとすることができるものとする。

(助成費の給付及び返還等)

第8条 会長は、助成の決定通知後、速やかに助成費を申請者に給付するものとする。

2 助成決定後、研究者又は研修者（以下「研修者」という。）がその計画を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

3 研修者は、研修終了後、速やかに収支報告書を会長に提出しなければならない。

4 本規程及び研究助成又は海外研修目的に反する行為等があったときは、会長は、研修者に給付の停止若しくは返還を求めることができるものとする。

(研究成果の発表及び報告)

第9条 研修者は、研修終了を速やかに会長に報告し、研究成果を1年以内に機関誌「医学図書館」に発表しなければならない。

2 海外研修者は、別紙様式5に定める報告書を会長に提出しなければならない。

3 採択された研究テーマ及び研究者名は、本会ホームページに掲載するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月9日から施行する。

(別紙様式 1)

年 月 日

特定非営利活動法人日本医学図書館協会
教育・研究委員会

平成 年度日本医学図書館協会研究助成費申請要項

1. 目的
2. 研究助成費（総額）
3. 研究期間
4. 応募資格 「規程」第5条による。
5. 応募方法 「規程」第6条による。
6. 応募期間
7. 選考方法
8. 報告義務
9. 研究助成費給付申込書の提出先及び問い合わせ先

(別紙様式2)

平成 年 月 日

特定非営利活動法人日本医学図書館協会
会 長 福 井 次 矢 殿

申込者氏名 印

研究助成費給付申込書

「研究助成費及び海外研修助成費給付規程」による研究助成を受けたく、下記のとおり、申し込みます。

記

1. 所属機関名

申込者氏名 (フリガナ)

会員種別 (正会員 A ・ 正会員 B ・ 正会員個人 ・ 協力会員)
会員番号 (機関・個人)

2. 研究テーマ (標題)

3. 研究内容 (研究対象、調査方法等)

4. テーマ選択の理由

5. 研究計画概要

6. 研究期間

7. 共同研究者 (氏名：所属)

8. 助成費申請額

(助成金額が申請金額を下回る場合も助成を希望する はい ・ いいえ)

9. 助成費使途内訳 (会議費、謝金、消耗品費、通信費、印刷費等)

10. 所属長の承認印 (正会員個人の場合は不要)

所属長名： 印

注

1. 用紙は A4。ただし、テーマ選択理由及び研究計画概要等が本申込書内に収まらない場合、該当番号を付して別添のこと。
2. 本申込書は、研究助成費給付に係る審査目的以外に使用いたしません。

(別紙様式3)

年 月 日

特定非営利活動法人日本医学図書館協会
教育・研究委員会

平成 年度日本医学図書館協会海外研修助成費申請要項

1. 目的
2. 海外研修助成費（総額）
3. 研修時期
4. 募集人員
5. 応募資格 「規程」第5条による。
6. 応募方法 「規程」第6条による。
7. 応募期間
8. 選考方法
9. 報告義務
10. 海外研修助成費給付申込書・海外研修助成費報告書の提出先及び問い合わせ先

(別紙様式4)

平成 年 月 日

特定非営利活動法人日本医学図書館協会
会 長 福 井 次 矢 殿

所属長役職：

所属長氏名： 印

海外研修助成費給付申込書

「研究助成費及び海外研修助成費給付規程」による海外研修助成を受けたく、下記のとおり、申し込みます。

記

1. 所属機関名・職名

申込者氏名（フリガナ）・年齢

電話・FAX・E-mail

会員種別（正会員A ・ 正会員B ・ 正会員個人 ・ 協力会員）

会員番号（機関・個人）

2. 主要職歴

3. 英語能力（検定類）

4. 主要論文

5. 研修予定期間

6. 出席会議・セミナー

7. 研修内容（会議・セミナー内容）

8. 訪問機関（所在地）

9. 研修助成費申請額

(助成金額が申請金額を下回る場合も助成を希望する はい ・ いいえ)

10. 申請額内訳 (旅費、研修参加費、発表に要する雑費等)

注

本申込書は、海外研修助成費給付に係る審査目的以外に使用いたしません。

(別紙様式5)

平成 年 月 日

特定非営利活動法人日本医学図書館協会
会 長 福 井 次 矢 殿

報告者氏名

海外研修助成費報告書

海外研修助成費給付を受け、研修を終了いたしましたので、下記のとおり、ご報告いたします。

記

1. 所属機関名・職名

申込者氏名（フリガナ）

電話・FAX・E-mail

会員種別（正会員 A・正会員 B・正会員個人・協力会員）
会員番号（機関・個人）

2. 研修期間

3. 出席会議・セミナー

4. 訪問機関（所在地）

5. 研修に係る経費（総額及び旅費、研修参加費、発表に要する雑費内訳）

6. 所属長の承認印（正会員個人の場合は不要）

所属長役職：

所 属 長 名：

印

注

1. 会議参加等の証明書類写しと主な経費の領収書写しを一緒に提出してください。
2. 本報告書は、海外研修助成費給付に係る審査目的以外に使用いたしません。

奨学基金規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条第1号及び第5号並びに教育・研究規程第19条に基づき、医学図書館活動の国際交流を推進する事業に関し、必要な事項を定める。

(基金)

第2条 奨学基金（以下「基金」という。）は、第5回国際医学図書館会議日本組織委員会からの寄付金1,000万円をこれに充てる。

2 前項の基金に新たな財産を付加することができる。

(事業)

第3条 次に掲げる事業を、基金の範囲内で行う。

(1) 海外で開催される会議等の参加費等の助成

(2) 国内で開催される会議等に海外からの参加者、講師等を招聘する費用等の助成

(基金の管理)

第4条 基金の管理は、理事会がこれを行う。

(募集)

第5条 募集は、原則として年1回とし、募集要項は別に定める。

(応募資格)

第6条 応募者は、正会員A、B及び協力会員に所属する個人又は正会員個人とする。

(選考)

第7条 教育・研究委員会は、助成金を受ける者及び助成すべき金額を審査し、理事会に推薦するものとする。なお、審査に当たって、応募者と同一機関に所属する委員は、選考にかかわることができないものとする。

2 助成対象の決定は、理事会の議を経て、会長が行う。

(報告)

第8条 助成金の給付を受けた者は、当該事業の終了を、速やかに会長に報告し、3か月以内にその成果をまとめて、機関誌「医学図書館」に発表しなければならない。

(給付の停止及び返還)

第9条 本規程の目的及び主旨に反する行為があった場合は、給付の停止及び返還を求めることができるものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月9日から施行する。

協会賞・奨励賞授与取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条第5号及び教育・研究規程第19条の規定に基づき、優れた業績をあげた会員に授与する協会賞及び奨励賞に関し、必要な事項を定める。

(所管)

第2条 協会賞及び奨励賞は、協会賞・奨励賞選考委員会（以下「委員会」という。）が、応募又は委員会推薦の範囲で選考し、理事会に推薦する。

2 協会賞及び奨励賞授与の決定は、理事会の議を経て、会長が行う。

(応募資格)

第3条 協会賞及び奨励賞に応募することができる者は、機関会員に所属する個人又はグループ並びに個人会員とする。

(授与対象)

第4条 協会賞及び奨励賞は、毎年12月末までの過去2年間の業績を対象とする。

2 協会賞は、顕著な業績が認められる著作物又は事業を対象とする。

3 奨励賞は、次の各号に該当するものを対象とする。

(1) 本人の将来性及び医学図書館界の次代を担う人材育成に寄与すると認められる著作物

(2) 機関の代表者等の指導的立場にない者による著作物

(3) 本賞の受賞経験がない者による著作物

(応募期限)

第5条 応募期限は、毎年1月31日とする。

2 前項の期限については、理事会が必要と認めた場合は、これを変更することができる。

(応募要領)

第6条 応募者は、別紙様式の応募用紙に必要事項を記入し、対象著作物又は対象事業を明確にする資料を添付して会長に提出するものとする。

(委員会)

第7条 委員会は、候補業績を選び、著作物については、必要に応じて1著作物につき主査1名を互選し、各主査は2名の副査を指名することができる。

2 副査は、候補者とは所属機関の異なる会員、又は外部の専門家に委嘱することができる。

第8条 委員会は、第9条に定める選考基準に基づいて候補業績を選考し、授賞候補者を決定するものとする。

2 応募者と同一機関に所属する委員は、選考にかかわることができない。

3 委員会は、業績を補足する説明や資料等を候補者に求めることができる。

4 協会賞及び奨励賞の授与は、各1編を原則とし、奨励賞については2編とすることができる。

5 該当業績無しとする場合は、全委員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(選考基準)

第9条 選考の基準は、次の各号とする。

(1) 協会賞は、著作物の場合は、論理性、専門性、独創性又は総合性において卓越した知見、功績が認められるものとし、事業の場合は、次のいずれかに該当する顕著な功績が認められるものとする。

イ 業務システムの改善、情報・通信技術等の活用が認められるもの。

ロ 利用者サービスの充実又は保健医療情報の普及に寄与するもの。

ハ その他、医学図書館や図書館員の社会的役割を高め、協会の発展に寄与するもの。

(2) 奨励賞は、論理性、専門性、独創性又は総合性において卓越した知見、功績が認められる著作物であること。

2 選考にかかる要綱は、理事会の議を経て別に定める。

(表彰)

第10条 会長は、翌年度の総会において受賞者に賞状及び副賞を授与し、表彰する。

2 受賞者は、総会の席上において受賞記念発表を行うものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

I 協会賞選考要綱

(目的)

第1条 この要綱は協会賞・奨励賞授与取扱規程第1条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(対象業績)

第2条 対象となる業績は、会員である個人又は機関が行った顕著な業績で、次の各号に掲げるものとする。

(1) 医学図書館・情報学に関する研究成果（以下「著作物」という。）

(2) 医学図書館活動・事業

(選考委員会)

第3条 理事会は、会員の内から若干名の委員を指名し選考委員会（以下「委員会」という。）を組織し、委員長は、委員の互選によるものとする。

2 委員会は、候補業績を選び、著作物については、必要に応じて1著作物につき主査1名を互選し、各主査は2名の副査を指名することができる。

3 副査には、委員以外の者、又は外部の専門家を委嘱することができる。

4 候補業績の著者や機関と同一機関に属する委員等は、選考にかかわることはできない。

(選考)

第4条 委員会は、第5条に定める選考基準に従って候補業績を選考し、授賞候補者を決定する。

2 委員会は、選考にあたって、候補業績を補足する説明や資料等を候補者に求めることができる。

3 該当業績無しとする場合は、全委員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

4 委員長は、選考結果を理事会に報告する。

(選考基準)

第5条 第2条に定める各号業績の選考基準は、以下によるものとする。

(1) 医学図書館・情報学に関する研究成果

次の3条件を満たさなければならない。なお、委員会は、これ以外によるときは、その基準や判断事項を明示して選考することができる。

イ 論理性

文体、記述、論理的整合性等に瑕疵がないこと。

ロ 専門性

主題の専門性、研究方法、文献考察等が医学図書館・情報学の発展や水準を組み込んでいること。

ハ 独創性又は総合性

新たな知見や応用性又はその可能性を認められること、又は、従来の論説の整理・総合に著しい功績を認められること。これにより、医学図書館界の啓発や活性化を期待できるもの。

(2) 医学図書館活動・事業

次のいずれかに該当する業績とする。

イ 業務処理の改善、情報通信技術の活用等に先駆的・普遍的な功績を認められるもの。

ロ 目録類の編纂、データベース作成、著作物刊行事業等で独創性を有し、固有の価値を認められるもの。

ハ 利用者サービスの充実や医学医療情報の普及に顕著な功績を認められるもの。

ニ その他、医学図書館や図書館員の社会的役割を高め、協会の発展に顕著な功績を認められるもの。

II 奨励賞選考要綱

(目的)

第1条 協会賞・奨励賞授与取扱規程第1条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(対象業績)

第2条 対象となる業績は、会員が個人又は他と共同で行った医学図書館・情報学に関する研究成果（以下「著作物」という。）で、更なる研鑽により将来性を期待でき、受賞が本人及び後続の医学図書館員の奨励・育成に寄与すると認められるものとする。

2 主任司書又はこれに準ずる指導的立場の司書を筆頭者とする著作物は、この対象としない。

3 本賞受賞経験者の著作物は、対象としない。

(選考委員会)

第3条 理事会は、会員の中から若干名の委員を指名し選考委員会（以下「委員会」という。）を組織し、委員長は、委員の互選によるものとする。

2 委員会は、必要に応じて候補著作物1編につき主査1名を互選し、各主査は2名の副査を指名することができる。

3 副査には、委員以外の者、又は外部の専門家を委嘱することができる。

4 候補著作物の著者や機関と同一機関に属する委員等は、選考にかかわることができない。

(選考)

第4条 委員会は、第5条に定める選考基準に従って候補業績を選考し、授賞候補者を決定する。

2 委員会は選考にあたって、候補業績を補足する説明や資料等を候補者に求めることができる。

3 授賞は原則として1編とする。ただし、優劣付けがたい場合は、2編を限度とする。

4 委員長は、選考結果を理事会に報告する。

(選考基準)

第5条 第2条に定める業績の選考基準は、以下によるものとする。

次の3条件を満たさなければならない。なお、委員会はこれ以外によるときは、その基準や判断事項を明示して選考することができる。

イ 論理性

文体、記述、論理的整合性等に瑕疵がないこと。

ロ 専門性

主題の専門性、研究方法、文献考察等が医学図書館・情報学の現在を踏まえていること。

ハ 将来性

研究成果や医学図書館員経験歴等を総合的に判断して将来性を期待できること。

協会所有電子資料利用規程

(目的)

第1条 この規程は、協会所有電子資料（以下「資料」という。）の利用について必要な事項を定める。

(利用申請を必要とする資料)

第2条 本会が所有する資料の利用については、申請を必要とするが、協会ホームページに公開された資料については、公開された範囲で、利用の申請を必要としないものとする。

(1) 現行医学雑誌所在目録

(2) 加盟館統計

(3) その他、本会が所有する資料

(利用の範囲)

第3条 利用できる範囲は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 図書館活動に使用する印刷物（目録等）の作成

(2) 図書館活動に使用する各種電子資料（CD-ROM等）の作成

(3) 図書館活動に関する調査、研究

(4) その他、学術にかかわる調査、研究

(利用資格)

第4条 第2条に掲げた資料を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 正会員及び協力会員（正会員A、B及び協力会員に所属する個人を含む）

(2) その他、会長が認めた者

(利用の申請)

第5条 利用しようとする者は、別紙様式による利用申請書を中央事務局に提出するものとする。

2 図書館等の機関又は団体による申請は、その長又は実務責任者が行うものとする。

(利用の承認)

第6条 利用の可否は中央事務局が決定するものとする。ただし、中央事務局は、必要に応じて出版担当理事又は理事会に可否の判断を委ねることができる。

2 中央事務局は、利用承認後、理事会に報告するものとする。

(遵守事項)

第7条 利用者は、資料の利用にあたって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 申請した利用目的以外の目的のために使用しないこと。

(2) 営利を目的として利用しないこと。

(3) 資料を転貸又は譲渡しないこと。

(4) その他、本会の著作権を侵害しないこと。

(製作物の提出)

第8条 利用者は、資料を利用して作成した印刷物、各種電子資料、調査・研究成果の報告書等を1部中央事務局に提出するものとする。

(利用承認の取消等)

第9条 理事会は、第7条の定めに違反した利用者に対して、利用承認を・又はその利用を停止するとともに、損害賠償を請求することができる。

(経費の負担)

第10条 資料の利用料金は、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月28日から施行する。

(別紙様式)

年 月 日

特定非営利活動法人日本医学図書館協会

会 長 福 井 次 矢 殿

申請者 機関名

職 名

氏 名

印

協会所有電子資料利用申請書

下記のとおり、貴協会が所有する電子資料の利用を申請します。

記

1. 資 料 名

2. 利用目的

3. 利用予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4. 利用者 職名

氏名

中央事務局記入欄

受付日

受付番号

承認日

発送日

製作物受領日

備 考

3. 4 その他

委員会内規抜粋版

(委員会内規雛型)

・・・委員会内規

(目的)

第1条 この内規は、特定非営利活動法人日本医学図書館協会（以下「本会」という。）が定める委員会規程第10条に基づき、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 この委員会の名称を・・・委員会（以下「委員会」という。）とする。

(委員会の目的)

第3条 この委員会は・・・(のために)・・・を行う。

(委員会の任務)

第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。

(1)

(2)

(3)

・

・

・

(委員会の構成)

第5条 委員長及び委員等、委員会の構成は、委員会規程第5条による。

(委員の選任と委嘱)

第6条 委員の選任及び委嘱は、委員会規程第6条による。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、委員会規程第7条による。

(委員会の招集及び議事)

第8条 委員会の招集及び議事は、委員会規程第8条による。

(議事の周知)

第9条 議事の周知は、委員会規程第9条による。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、中央事務局に置く。

(改廃)

第11条 この内規の改廃は、委員会の議を経て理事会の承認を得て行うものとする。

附 則

この内規は、 年 月 日から施行する。

企画・調査委員会

第3条 この委員会は、本会及び会員の活動状況を調査して周知するとともに、必要に応じて企画並びに調査を行う。

第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本会要覧の発行に関すること。
- (2) 本会会員統計の発行に関すること。
- (3) 重複雑誌交換事業に関すること。
- (4) その他、企画・調査に関すること。

附則

この内規は、平成25年2月20日から施行する。

機関誌「医学図書館」編集委員会

第3条 この委員会は、機関誌の編集及び発行に関する事務を行う。

第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「医学図書館誌編集の手引き」に基づいた機関誌の編集及び発行に関すること。
- (2) 中央事務局責任編集の「協会ニュース」の機関誌への掲載に関すること。
- (3) ホームページ等による読者への広報と執筆者の開拓に関すること。
- (4) その他、機関誌の編集及び発行に関すること。

附則

この内規は、平成25年2月20日から施行する。

出版委員会

第3条 この委員会は、機関誌を除く本会出版物の編集及び発行に関する事務を行う。

第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 出版物の企画・立案に関すること。
- (2) 委員会外からの出版企画に関すること。
- (3) 前2号に掲げる出版物の編集及び発行に関すること。
- (4) 執筆者、製作請負業者等、関係者との連絡、調整に関すること。
- (5) その他、出版に関すること。

附則

この内規は、平成25年2月20日から施行する。

広報委員会

第3条 この委員会は、本会の広報に関する企画及び運用を行う。

第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 広報に係る基本方針の策定に関すること。
- (2) 本会のホームページに関すること。
 - ア 本会のホームページの作成、維持作業のために、広報委員会のもとにワーキンググループを設けることができる。
 - イ ワーキンググループメンバーは、原則として各地区1名ずつ選出する。

- ウ ワーキンググループメンバーに、広報委員会の委員を最低1名含むこととする。
- (3) 会員及び外部に対する広報活動に関すること。
- (4) その他、広報に関すること。

附則

この内規は、平成25年2月20日から施行する。

雑誌委員会

第3条 この委員会は、安定的かつ効率的な学術情報の流通と収集をはかるため、雑誌・電子ジャーナルのコンソーシアム及び分担購入事業の推進を行う。

第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 電子ジャーナルコンソーシアムに関すること。
- (2) 分担購入事業に関すること。
- (3) 雑誌及び電子ジャーナル等の学術情報流通に関すること。
- (4) 雑誌に係る関連諸団体・機関との連携に関すること。
- (5) その他、雑誌・電子ジャーナルに関すること。

附則

この内規は、平成25年2月20日から施行する。

教育・研究委員会

第3条 この委員会は、医学図書館員の育成及び資質向上のため、必要な研究会、研修会、講演会の開催等、教育・研究に関する普及活動並びにその助成を行う。

第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 医学図書館員基礎研修会に関すること。
- (2) 医学図書館研究会・継続教育コースに関すること。
- (3) 協会賞・奨励賞選考委員の人選に関すること。
- (4) 認定資格に係る教育・研究活動に関すること。
- (5) 教育・研究活動の助成に関すること。
- (6) 会員の海外研修に関すること。
- (7) 本会が参画する他団体の研究会、発表会の開催及びシンポジウム参加等に関すること。
- (8) その他、教育・研究に関すること。

附則

この内規は、平成25年2月20日から施行する。

医療・健康情報委員会

第3条 この委員会は、あらゆる館種の図書館に対して、医療・健康情報サービスに必要な支援を行う。

第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 図書館における医療・健康情報サービス向上の支援に関すること。
- (2) 図書館員向け研修会の企画及び実施に関すること。
- (3) 研修担当者の育成及び教育に関すること。

(4) 医療・健康情報ワーキンググループに関する事。

ア 医療・健康情報委員会のもとに、医療・健康情報ワーキンググループを設けることができる。

(5) その他、医療・健康情報サービスに関する事。

附則

この内規は、平成25年2月20日から施行する。

認定資格運営委員会

第3条 この委員会は、ヘルスサイエンス情報専門員認定資格（以下「認定資格」という。）制度の運営及び維持・発展に関する活動を行う。

第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 認定資格の申請募集に関する事。
- (2) 認定資格の審査に関する事。
- (3) 認定資格の広報に関する事。
- (4) 教育・研究に係る事業との連携に関する事。
- (5) 認定資格事業の評価に関する事。
- (6) その他、認定資格事業に関する事。

附則

この内規は、平成25年2月20日から施行する。

専門職能力開発委員会

第3条 この委員会は、保健・医療関連図書館員の専門職能力開発に関する制度の整備及び推進を行う。

第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 専門職の知識と技能に関する事。
- (2) 教育プログラムの整備に関する事。
- (3) 認定資格制度と教育プログラムの整合に関する事。
- (4) 教育機会の拡充に関する事。
- (5) 統合的な専門職能力開発プログラムに関する事。
- (6) 専門職に係る倫理規定に関する事。
- (7) その他、専門職能力開発に関する事。

附則

この内規は、平成25年2月20日から施行する。

受託事業委員会

第3条 この委員会は、本会の社会（学術）貢献、会員の資質向上、財政への寄与を図るために、調査・研究等の受託事業を行う。

第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 診療ガイドライン作成支援に関する事。
- (2) その他、他団体から受託した調査、研究、報告に関する事。

- (3) 前2号の事業を実施するためのワーキンググループに関すること。
- (4) 委託団体等との連携、交渉、調整に関すること。
- (5) 他委員会との連携に関すること。
- (6) 受託事業担当者の育成、教育、研修に関すること。
- (7) その他、受託調査作業の推進に関すること。

附則

この内規は、平成25年2月20日から施行する。

協会賞・奨励賞選考委員会

第3条 この委員会は、協会賞及び奨励賞授賞候補者の理事会推薦を行う。

第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 授賞候補業績の選考に関すること。
- (2) 授賞候補者の決定に関すること。
- (3) 選考結果の理事会への報告に関すること。
- (4) その他、両賞の選考に関すること。

附則

この内規は、平成25年2月20日から施行する。

国立ヘルスサイエンス情報センター検討委員会

第3条 この委員会は、国立ヘルスサイエンス情報センター（以下「センター」という。）設立に関する検討を行う。

第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) センターの設立に係る研究及び調査に関すること。
- (2) センターの設立に係る関係機関との調整に関すること。
- (3) 「からだところの情報センター」の企画・運用に関すること。
- (4) その他、センターの設立に関すること。

附則

この内規は、平成25年2月20日から施行する。

国際交流委員会

第3条 この委員会は、国際交流に関する企画、運営を行う。

第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国外の関連機関、団体との交流、協力提携及び共同事業の推進に関すること。
- (2) その他、国際交流に関すること。

附則

この内規は、平成25年2月20日から施行する。

組織・制度委員会

第3条 この委員会は、本会の組織及び制度に関する事項について、答申を行う。

第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 定款、細則、規程等、諸規則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 理事会から付託される事項に関すること。
- (3) その他、組織・制度に関すること。

附則

この内規は、平成25年2月20日から施行する。

総会組織委員会

第3条 この委員会は、総会の企画・運営を行う。

第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 総会の企画、運営に関すること。
- (2) 総会実行委員会に関すること。
- (3) 総会経費等に関すること。
- (4) 総会会場における展示会の企画に関すること。
- (5) その他、総会の企画、運営に関すること。

附則

この内規は、平成25年2月20日から施行する。

部会に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、部会に関し、必要な事項を定める。

(部会の目的及び事業)

第2条 部会は、本会の事業の範囲内で特定主題に係る活動を行う。

(設立)

第3条 部会は、理事会の承認により、設立することができる。

- 2 部会を設立するグループの代表者は、別に定める申請書を中央事務局に提出するものとする。

(組織・運営)

第4条 部会は、正会員A及びBに所属する個人並びに正会員個人で構成する。

- 2 部会は、連絡責任者を定め、部会員名簿、運営等に関する事項を理事会に提出するものとする。
- 3 部会の運営に要する経費については、あらかじめ定められた予算の範囲内で処理しなければならない。
- 4 研修会等、部会独自の事業に必要な経費については、本会予算のほかに参加費等を徴収することができる。
- 5 部会の主催する研修会等の事業には、会員以外の者の参加を認めることができる。

(部会事務局)

第5条 部会事務局は、連絡責任者がその任にあたる。

(報告)

第6条 部会は、運営等に関する事項の変更、当該年度の活動を理事会に報告するものとする。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

この内規は、平成20年10月16日から施行する。

附則

この内規は、平成25年8月9日から施行する。

他機関との協力に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、定款第5条第6号の規定に基づき、特定非営利活動法人日本医学図書館協会（以下「本会」という。）が国内外の関連機関、団体との交流、協力提携及び共同事業等の推進に関し、必要な事項を定める。

(協力の種類及び範囲)

第2条 協力の種類は、共催、協賛又は後援のいずれかとする。

2 共催とは、本会を含む複数の機関が開催主体となり、共同でその催しを開催する場合をいう。

3 協賛とは、開催主体となる他機関の事業に協力し、本会が何らかの負担を伴う場合をいう。

4 後援とは、開催主体となる他機関の事業に名義上の協力を行い、負担を伴わない場合をいう。

5 実質的には後援であっても、協賛とすることができる。

(所管)

第3条 事業協力に係る窓口は、中央事務局とし、協力の諾否及び協力の種類については、理事会の議を経て会長が決定する。

(申込み手続き)

第4条 事業協力を依頼しようとする者は、別紙様式の申込書を中央事務局に提出するものとする。

(報告)

第5条 申込者は、事業終了後、速やかに報告書を提出しなければならない。その様式は、自由とする。

(改廃)

第6条 この内規の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この内規は、平成20年10月16日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年8月9日から施行する。

(事業協力申込書様式：A4判に下記内容と順序であればレイアウトには拘らない。)

年 月 日

事業協力申込書

特定非営利活動法人日本医学図書館協会

会 長 福 井 次 矢 殿

申込者

印

代表者

所在地 〒

下記の事業について、貴会との協力（共催、協賛、後援）を申し込みます。

記

協力事業の目的及び概要（企画書等、参考書類を添付のこと）

申込責任者氏名（フリガナ）

連絡先所在地、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス

特記事項（経費、人員、その他の負担を依頼する場合の具体的依頼内容等）

謝金に関する内規

（目的）

第1条 この内規は、特定非営利活動法人日本医学図書館協会（以下「本会」という。）が、会員及び非会員に支払う謝金に関し、必要な事項を定める。

（謝金の種類）

第2条 謝金の種類は、次の各号に掲げるものとする。

（1）医学図書館員基礎研修会講師等の謝金

（2）医学図書館研究会・継続教育コース講師等の謝金

- (3) 関連団体主催の講師等謝金
 - (4) 評議員又は委員会委員の非会員謝金
 - (5) 刊行物の執筆謝金
- (源泉税の徴収)

第3条 源泉税の徴収等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 個人に支払う謝金は、源泉税を徴収する。
 - (2) 源泉税は、外税として扱う。
- (講師の謝金)

第4条 講師等の謝金の額は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 医学図書館員基礎研修会及び医学図書館研究会の基調講演講師、継続教育コース講師の謝金は、10,000 円（会員）、又は 20,000 円（非会員）とする。
 - (2) 医学図書館員基礎研修会講師の謝金は、5,000 円（会員）、又は 10,000 円（非会員）とする。
 - (3) 関連団体が主催し、本会が協賛又は後援するフォーラム等で、会員に発表や座長等を依頼する場合の謝金は、その担当時間等に応じて 5,000 円から 10,000 円の範囲とする。ただし、主催団体から支払われる場合は、該当しないものとする。
 - (4) その他の講師等の謝金については、前1～3号に準じる。
 - (5) その他、謝金が都合により特定できない場合は、会長又は専務理事の決裁による。
- (非会員謝金)

第5条 非会員の見識者に評議員又は委員会委員を委嘱した場合の謝金は、評議員会又は委員会出席1回につき 20,000 円以内とする。

2 旅費規程第7条に従って旅費を支払うこととする。

(機関誌の執筆謝金)

第6条 機関誌「医学図書館」の執筆謝金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会員の執筆については、依頼したものであっても謝金は支払わない。
- (2) 非会員に、論文、レビュー又は解説等の執筆を依頼した場合は、1件 5,000 円とする。
- (3) 非会員に、エッセイその他の記事の執筆を依頼した場合は、1件 3,000 円とする。
- (4) 前2及び3号は、共同執筆であっても1件とする。
- (5) その他、執筆謝金が特定できない場合は、専務理事の決裁による。

(単行書の執筆謝金)

第7条 単行書の執筆謝金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会員及び非会員ともに、1冊 50,000 円以内とする。
- (2) 共著の場合も同額とする。
- (3) その他、執筆謝金が特定できない場合は、専務理事の決裁による。

(源泉税納付の手続)

第8条 謝金を支払う場合の手続は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 支払者は、支払額、支払を受ける者、及びその住所を中央事務局に連絡する。
- (2) 中央事務局は、源泉税額を税務署に納付する。

(改廃)

第9条 この内規の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この内規は、平成16年4月23日より施行する。

附 則

この内規は、平成16年11月12日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月20日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年10月26日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年8月9日から施行する。

受託事業作業費に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、特定非営利活動法人日本医学図書館協会（以下「本会」という。）会員及び非会員に支払う受託事業作業費に関し、必要な事項を定める。

(作業の種類)

第2条 作業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 診療ガイドライン作成のための文献検索作業（以下「ガイドライン作業」という。）
- (2) 他団体から受託した調査・研究・報告等作業（以下「調査作業」という。）

(作業費の算定基準)

第3条 作業費の算定基準は、次のとおりとする。

- (1) ガイドライン作業費

当該年度に1名又は1グループ当たり、1クリニカルクエスション（CQ）につき1,000円とし、分担件数に応じて支給するものとする。ただし、リーダーには、1ガイドラインにつき、5,000円のリーダー経費を支給するものとする。

- (2) 調査作業費

各調査担当者に、受託額の5%を支給するものとする。調査作業費の総額は受託額を上回ることはいない。

(源泉税の徴収)

第4条 作業費は、源泉税を徴収するものとする。

2 源泉税は、外税として扱う。

(源泉税納付の手続)

第5条 作業費を支払う場合、中央事務局は、源泉税を税務署に納付するものとする。

(改廃)

第6条 この内規の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この内規は、平成25年4月17日から施行する。

刊行物保管に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、特定非営利活動法人日本医学図書館協会（以下「本会」という。）の刊行物の保管に関し、必要な事項を定める。

(刊行物の種類)

第2条 刊行物の種類は、有償・無償、媒体種別にかかわらず、発行者に本会名の入った全ての刊行物をいう。

(保管部数及び保管年数)

第3条 全ての刊行物を2部ずつ永久に保管することとし、それぞれについての保管部数及び保管年数を以下のとおり定める。

2 機関誌「医学図書館」は、当年度分を20部、発行後2年を経たものは5部保管するものとする。

3 「会員統計」、「総会会議録」、「要覧」、「会員名簿」、「JMLA相互利用便覧」等は、当年度分を20部保管するものとする。

4 本会主催の「研修会テキスト」等は、当年度分を5部保管するものとする。

5 その他の有償刊行物は、刊行後3年以内のものは作成全部数を保管し、4年以上を経たものは5部を保管するものとする。ただし、中央事務局長の判断による若干の保管部数の変更を認めるものとする。

(利用制限)

第4条 保管刊行物の持ち出しは、中央事務局長の許可を経なければならない。

(改廃)

第5条 この内規の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この内規は、平成17年4月22日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年8月9日から施行する。

相互利用規約

平成15年11月20日制定

平成25年8月9日改定

1 正会員A及びBは、所蔵資料の相互利用（以下「相互利用」という。）を行う。

2 相互利用は、閲覧、複写、貸借とし、この利用は正会員A、B及び協力会員の好意と特典であるが、権利ではない。

3 相互利用の実務は、本会が発行する「相互利用マニュアル」に基づいて行う。

4 相互利用は、原則として複写をもって行う。

- 5 原本を貸借する場合は、以下の各号を遵守しなければならない。
- (1) 荷造りを厳重にする等、輸送途中の事故を防ぐために必要な配慮をすること。
 - (2) 借用期間は、現品発送の日から、返納到着の日を含め20日以内とする。
 - (3) 借用期間の延期を希望するときは、期限前にその旨を申し込むこと。
 - (4) 貸借又は借用期間の延期が認められないときは、直ちに返送しなければならない。
 - (5) 借用期間中といえども返納を求められたときは、直ちに返送しなければならない。
 - (6) 貸借の図書は、貸出館から発送して返送を受けるまでの間に、借受館において一切の責任を負うものとする。
- 6 相互利用に伴う諸経費は、全て借受館の負担とする。

アンケート調査実施に関する申合せ

(協会ホームページ <http://jmla.umin.jp/> 「会員のページ」 >
「アンケート調査アーカイブ」 参照)

アンケート調査結果の保存・公開に関する要領

(協会ホームページ <http://jmla.umin.jp/> 「会員のページ」 >
「アンケート調査アーカイブ」 参照)

医学図書館員基礎研修会実行委員会 実施マニュアル、会計マニュアル

(協会ホームページ <http://jmla.umin.jp/> 「会員のページ」 >
「医学図書館員基礎研修会実行委員会 関連資料」 参照)

医学図書館研究会・継続教育コース実行委員会 実施マニュアル、会計マニュアル

(協会ホームページ <http://jmla.umin.jp/> 「会員のページ」 >
「医学図書館研究会・継続教育コース実行委員会 関連資料」 参照)

病院部会運営に関する申合せ

(協会ホームページ <http://jmla.umin.jp/> 「病院部会」 > 「部会について」 参照)

資 料 編

4 資料編

4. 1. 略 年 表

加盟館略称の（ ）内は準会員

昭和	西暦	年次	総会開催期日	回	当番館	加盟館略称	館数
2	1927	1	11. 10～11	1	新潟	新潟・岡山・千葉・金沢・長崎	5
3	28	2	5. 11～12	2	岡山		5
4	29	3	5. 10～11	3	千葉	京府・阪大・東北	8
5	30	4	10. 7～8	4	金沢		8
6	31	5	10. 7～8	5	長崎	熊本	9
7	32	6	10. 21～22	6	京府	名大	10
8	33	7	8. 5～6	7	東北		10
9	34	8	11. 6～7	8	阪大		10
10	35	9	7. 4～6	9	名大		10
11	36	10	5. 27～29	10	熊本	東大・慶應	12
12	37	11	4. 30～5. 1	11	新潟	京城	13
13	38	12	6. 1～2	12	岡山		13
14	39	13	5. 18～19	13	慶應		13
15	40	14	5. 9～11	14	千葉	満州	14
16	41	15	—	—	—		14
17	42	16	—	—	—		14
18	43	17	10. 19～20	15	東大		14
19	44	18	—	—	—		14
20	45	19	—	—	—		14
21	46	20	6. 28～29	16	京府	〔京城・満州消失〕	12
〃	〃	〃	10. 15～16	17	金沢		12
22	47	21	10. 13～14	18	東北	九大	13
23	48	22	8. 17	臨	東大		13
〃	〃	〃	10. 26～27	19	阪大	京大・信州・医歯	16
24	49	23	10. 20～22	20	名大		16
25	50	24	10. 5～7	21	慶應	徳島・群馬・名市	19
26	51	25	10. 7～8	22	熊本	北大・札幌・東医・慈恵・奈良・ 和歌・広島・久留	27
27	52	26	10. 20～22	23	京大	弘前・東女・横浜	30
28	53	27	10. 26～29	24	信州	三重・阪市	32
29	54	28	10. 18～20	25	医歯	福島・岐阜・鳥取・鹿児	36
30	55	29	10. 26～29	26	徳島	順天	37
31	56	30	7. 18～20	27	北大	岩手	38

昭和	西暦	年次	総会開催期日	回	当番館	加盟館略称	館数
32	1957	31	11. 5 ～ 9	28	群馬	日大・日医・昭和・東邦・阪医 関西・神戸・山口	46
33	58	32	10. 22～25	29	名市		46
34	59	33	11. 17～20	30	九大		46
35	60	34	10. 4 ～ 6	31	東医		46
36	61	35	11. 9 ～11	32	東大	東歯・阪歯	48
37	62	36	10. 15～18	33	奈良		48
38	63	37	8. 27～30	34	弘前		48
39	64	38	10. 2 ～ 5	35	広島	日大歯	49
40	65	39	10. 30～11. 2	36	東女	北里（愛歯・放研・労研・田附・ 塩野・航自・公衆）（7）	50
41	66	40	7. 27～29	37	札幌	日歯（国がん・連中・医師）（10）	51
42	67	41	11. 8 ～11	38	久留	（愛がん・中外・山之内）（13）	51
43	68	42	11. 7 ～ 9	39	慈恵	（九歯）（14）	51
44	69	43	10. 15～17	40	和歌	（天理・琉球）（16）	51
45	70	44	10. 6 ～ 8	41	横浜	川崎・愛歯〔準→正〕（15）	53
46	71	45	11. 4 ～ 5	42	三重	放研ほか 15 館〔準→正〕	68
47	72	46	10. 19～20	43	阪市	名保〔琉球退会〕	68
48	73	47	10. 19～20	44	福島	兵庫・北医・聖マ	71
49	74	48	10. 1 ～ 2	45	岐阜	帝京・獨協・愛医・近畿・自治 福岡・埼玉・岐歯	79
50	75	49	10. 7 ～ 8	46	鳥取	杏林・東海・城歯	82
51	76	50	10. 13～14	47	鹿児	金医・防医・日松歯	85
52	77	51	10. 12～13	48	順天	秋田・放研ほか〔正→準〕（12）	74
53	78	52	10. 12～13	49	岩手	北歯・鶴歯・福歯 （滋賀・愛媛・松歯）（15）	77
54	79	53	10. 25～26	50	日大	筑波・松歯〔準→正〕 （島根・日歯潟）（16）	79
55	80	54	10. 23～24	51	阪医	旭川・（逋信）（17）	80
56	81	55	10. 27～28	52	日医	富山・神歯〔航自退会〕（17）	82
57	82	56	10. 28～29	53	関西	（16）	82
58	83	57	10. 27～28	54	昭和	愛媛〔準→正〕・山形（15）	84
59	84	58	10. 18～19	55	神戸	天理〔準→正〕・（高知）（15）	85
60	85	59	5. 16～17	56	東邦	（15）	85
61	86	60	5. 15～16	57	山口	（香川）（16）	85
62	87	61	5. 21～22	58	東歯	放研ほか 16 館〔準→正〕	101
63	88	62	5. 19～20	59	阪歯	浜松	102

平成	西暦	年次	総会開催期日	回	当番館	加盟館略称	館数
元	89	63	6. 1 ~ 2	60	日大歯	大分	103
2	90	64	5. 17~18	61	愛歯	福井	104
3	91	65	6. 14~15	62	日歯		104
4	92	66	5. 28~29	63	九歯		104
5	93	67	5. 20~21	64	川崎		104
6	94	68	5. 26~27	65	北里・北医	北療	105
7	95	69	5. 18~19	66	聖マ		105
8	96	70	5. 21~22	67	兵庫	茨療・麻布・聖ルカ	108
9	97	71	5. 22~23	68	旭川	埼がん・女栄・東厚年・高県中	112
10	98	72	5. 21~22	69	自治	川鉄〔塩野義退会〕	112
11	99	73	5. 20~21	70	福岡	〔福井・逄信・中外退会〕	109
12	2000	74	5. 18~19	71	秋田	中国労・青森〔名大退会〕	110
13	01	75	5. 17~18	72	獨協	日看協・大体育〔熊本退会〕	111
14	02	76	5. 23~24	73	愛媛	帝福・沼南・群がん・静がん 〔茨療退会〕	114
15	03	77	5. 15~16	74	近畿	福井・女体育・慶應看 〔筑波退会〕	116
16	04	78	5. 27~28	75	帝京	長野看・国医療・埼玉県大・ 呉医療・倉敷 〔金沢・大分・岐阜・労研・ 山之内退会〕	116
17	05	79	5. 19~20	76	新潟	産医・岐阜・聖隷 〔沼南・三重退会〕	117
18	06	80	5. 25~26	77	藤田	東看協・成育・埼小医 〔福歯退会〕	119
19	07	81	5. 31~6. 1	78	埼玉	島根中・歯医師	121
20	08	82	5. 29~30	79	北療	同志・国医福・千がん・京市 日体育・神常〔北大退会〕	126
21	09	83	5. 28~29 7. 6 ~ 7	80	滋賀(新型インフルエンザ発生のため延期) 理事会・中央事務局 北大・立命・国文情・日赤医・ ハン病〔埼小医退会〕		130
22	10	84	5. 28~29	81	理事会・中央事務局 旭中病〔帝福退会〕		130
23	11	85	5. 20	82	理事会・中央事務局・愛歯・愛医 聖看・千東病・滋医科・群小医 千保医〔ハン病退会〕		134

平成	西暦	年次	総会開催期日	回	当番館	加盟館略称	館数
24	12	86	5.24～25	83	理事会・中央事務局	精神医・家政・多摩・岐医セ・ 東済セ・東都医〔女体育・京市・ 日体育退会〕	137
25	13	87	5.23～24	84	理事会・中央事務局	東ベイ・東警察病・名大医・ 一宮西病・麻酔博・国循 〔日赤医・立命・大体育・同志・ 愛媛退会〕	138
26	14	88	5.30～31	85	一以下内定一 理事会・中央事務局		

4. 2. 名 簿

歴 代 会 長

	会 長 名	所 属	担当総会
初 代	草 間 良 男	慶 應	26
2 代	緒 方 富 雄	東 大	27－33
3 代	牛 場 大 蔵	慶 應	34－36
4 代	原 三 郎	東 医	37－39
5 代	大 島 良 雄	東 大	40
6 代	坂 本 幸 哉	阪 大	41－44
7 代	田 崎 京 二	東 北	45－46
8 代	額 田 粲	東 邦	47－48
9 代	山 本 俊 一	東 大	49－52
10 代	嶋 井 和 世	慶 應	53－55
11 代	西 川 滇 八	日 大	56
12 代	横 田 健	順 天	57－58
13 代	黒 須 吉 夫	東 邦	59－61
14 代	鈴 木 不二男	阪 大	62－63
15 代	開 原 成 允	東 大	64－65
16 代	川 村 貞 夫	東 邦	66－69
17 代	清 金 公 裕	阪 医	70－71
18 代	金 澤 一 郎	東 大	72－73
19 代	清 水 英 佑	慈 恵	74－77
20 代	山 田 久 夫	関 西	78－79
代 行	坪 内 政 義	愛 医	80－81
21 代	福 井 次 矢	聖路加医	82－

名 誉 顧 問

(推戴年月日及び五十音順)

吉 岡 孝治郎	(東 北	昭和 29 年 10 月 20 日)	昭和 58 年 3 月 7 日没
北 村 包 彦	(東 大	昭和 30 年 10 月 28 日)	平成 元年 9 月 26 日没
尾 崎 正 道	(熊 本	昭和 31 年 7 月 19 日)	昭和 34 年 6 月 27 日没
草 間 良 男	(慶 應	昭和 31 年 7 月 19 日)	昭和 43 年 2 月 18 日没
小 池 敬 事	(千 葉	昭和 32 年 11 月 7 日)	昭和 34 年 8 月 7 日没
高 木 耕 三	(阪 大	昭和 32 年 11 月 7 日)	昭和 54 年 1 月 7 日没
真 崎 健 夫	(北 大	昭和 32 年 11 月 7 日)	昭和 52 年 11 月 21 日没
津 崎 孝 道	(横 浜	昭和 36 年 11 月 11 日)	昭和 50 年 9 月 8 日没
緒 方 富 雄	(東 大	昭和 37 年 10 月 16 日)	平成 元年 3 月 31 日没
三 宅 次 吉	(弘 前	昭和 38 年 8 月 28 日)	昭和 52 年 4 月 15 日没
牛 場 大 蔵	(慶 應	昭和 40 年 11 月 1 日)	平成 15 年 11 月 17 日没
原 三 郎	(東 医	昭和 43 年 11 月 9 日)	昭和 59 年 6 月 19 日没
裏 田 武 夫	(東 大	昭和 46 年 11 月 5 日)	昭和 61 年 11 月 24 日没
木田橋 喜代慎	(札 幌	昭和 46 年 11 月 5 日)	平成 13 年 7 月 18 日没
中 里 龍 瑛	(東 大	昭和 46 年 11 月 5 日)	平成 7 年 4 月 8 日没
山 川 幸 雄	(九 大	昭和 46 年 11 月 5 日)	昭和 59 年 6 月 26 日没
中 山 勇之助	(新 潟	昭和 48 年 10 月 19 日)	昭和 55 年 3 月 31 日没
熊 木 孝 志	(岡 山	昭和 49 年 10 月 2 日)	昭和 59 年 10 月 7 日没
坂 本 幸 哉	(阪 大	昭和 49 年 10 月 2 日)	平成 25 年 7 月 22 日没
津 田 良 成	(慶 應	昭和 49 年 10 月 2 日)	平成 24 年 4 月 13 日没
藤 井 和 夫	(阪 大	昭和 49 年 10 月 2 日)	平成 22 年 2 月 5 日没
長 尾 公 司	(東 北	昭和 51 年 10 月 14 日)	平成 14 年 1 月 27 日没
沖 田 学	(徳 島	昭和 55 年 10 月 24 日)	平成 3 年 10 月 26 日没
山 本 俊 一	(東 大	昭和 57 年 10 月 29 日)	平成 20 年 12 月 13 日没
梅 枝 軍 二	(東 女	昭和 60 年 5 月 17 日)	平成 14 年 2 月 20 日没
塩 見 敏 朗	(三 重	昭和 60 年 5 月 17 日)	平成 21 年 8 月 6 日没
嶋 井 和 世	(慶 應	昭和 60 年 5 月 17 日)	平成 25 年 8 月 25 日没
中 村 昌 弘	(久 留	昭和 60 年 5 月 17 日)	平成 14 年 2 月 9 日没
吉 本 瑞 應	(奈 良	昭和 63 年 5 月 20 日)	
黒 須 吉 夫	(東 邦	平成 3 年 6 月 15 日)	平成 13 年 3 月 3 日没

昼馬逸郎	(山口)	平成 3 年 6 月 15 日)	
本田 亨	(福島)	平成 4 年 5 月 29 日)	
朝倉 一	(九大)	平成 6 年 5 月 27 日)	
板橋瑞夫	(昭和)	平成 6 年 5 月 27 日)	平成 20 年 12 月 8 日没
菅 利信	(東医)	平成 6 年 5 月 27 日)	平成 22 年 6 月 2 日没
平野 寛	(川崎)	平成 6 年 5 月 27 日)	
覚道幸男	(阪齒)	平成 7 年 5 月 18 日)	平成 20 年 5 月 29 日没
鈴木不二男	(阪大)	平成 8 年 5 月 22 日)	
湊 泰子	(川崎)	平成 8 年 5 月 22 日)	
開原成允	(東大)	平成 13 年 4 月 20 日)	平成 23 年 1 月 12 日没
川村貞夫	(東邦)	平成 13 年 4 月 20 日)	
津野潤三	(事務局)	平成 13 年 4 月 20 日)	
裏田和夫	(慈恵)	平成 16 年 5 月 28 日)	
金澤一郎	(東大)	平成 16 年 6 月 18 日)	
清水英佑	(慈恵)	平成 19 年 11 月 2 日)	

会 友

頼岡頼人	(放研)	昭和 61 年 5 月 16 日)	平成 21 年 2 月 27 日没
徳村泰弘	(獨協)	昭和 62 年 5 月 22 日)	
野口迪子	(札幌)	平成 元年 6 月 2 日)	
光斎重治	(阪市)	平成 元年 6 月 2 日)	
高山 仁	(阪市)	平成 7 年 5 月 19 日)	
竹内瑞江	(和歌)	平成 8 年 5 月 22 日)	
穴道 勉	(鳥取)	平成 9 年 11 月 20 日)	
田中仁美	(藤田)	平成 13 年 4 月 20 日)	
小林紀子	(愛媛)	平成 15 年 5 月 16 日)	
山崎美智子	(北医)	平成 18 年 7 月 1 日)	
茂幾周治	(阪医)	平成 18 年 7 月 1 日)	
土佐智義	(広島)	平成 20 年 6 月 19 日)	
吉江吉夫	(松齒)	平成 23 年 4 月 15 日)	

会 員 名 簿

(正会員個人及び維持会員は除く)

(平成 25 年 8 月 1 日現在)

番号	略称	館 名
A1-001	札医大	札幌医科大学附属総合情報センター
A1-002	旭医大	旭川医科大学図書館
A1-003	北医療大	北海道医療大学総合図書館
A1-004	北大	北海道大学附属図書館
A2-001	東北大医	東北大学附属図書館医学分館
A2-002	弘大医	弘前大学附属図書館医学部分館
A2-003	福島医大	福島県立医科大学附属学術情報センター
A2-004	岩医大	岩手医科大学附属図書館
A2-005	秋大医	秋田大学附属図書館医学部分館
A2-006	奥羽大	奥羽大学図書館
A2-007	山形大医	山形大学医学部図書館
A2-008	青森保健大	青森県立保健大学附属図書館
A3-001	千大亥	千葉大学附属図書館亥鼻分館
A3-002	東大医	東京大学医学図書館
A3-003	慶大医	慶應義塾大学信濃町メディアセンター
A3-004	東医歯大	東京医科歯科大学附属図書館
A3-005	群馬大医	群馬大学総合情報メディアセンター医学図書館
A3-006	東医大	東京医科大学図書館
A3-007	慈恵大	東京慈恵会医科大学学術情報センター
A3-008	東女医大	東京女子医科大学図書館
A3-009	横浜市大医	横浜市立大学医学情報センター
A3-010	順大	順天堂大学図書館
A3-011	日大医	日本大学医学部図書館
A3-012	日医大中	日本医科大学図書館
A3-013	昭和大	昭和大学図書館
A3-014	東邦大医	東邦大学医学メディアセンター
A3-015	東歯大	東京歯科大学図書館
A3-016	日大歯	日本大学歯学部図書館
A3-017	北里白	北里大学白金図書館
A3-018	日歯大	日本歯科大学生命歯学部図書館
A3-019	北里医	北里大学医学図書館
A3-020	聖マ医	聖マリアンナ医科大学医学情報センター
A3-021	帝京大医	帝京大学医学総合図書館
A3-022	獨協医大	獨協医科大学図書館
A3-023	自医大	自治医科大学図書館
A3-024	埼玉医大	埼玉医科大学附属図書館

A3-025	杏大医	杏林大学医学図書館
A3-026	東海大伊	東海大学付属図書館伊勢原図書館
A3-027	明海歯	明海大学歯学部メディアセンター（図書館）
A3-028	防医大	防衛医科大学校図書館
A3-029	日大松	日本大学松戸歯学部図書館
A3-030	鶴見大	鶴見大学図書館
A3-031	神奈歯大	神奈川歯科大学図書館
A3-032	麻布大	麻布大学附属学術情報センター
A3-033	女栄大	女子栄養大学図書館
A3-034	慶大看	慶應義塾大学湘南藤沢メディアセンター看護医療学図書室
A3-035	埼玉大	埼玉県立大学情報センター
A3-036	国医福大	国際医療福祉大学図書館
A3-037	聖路加看大	聖路加看護大学図書館
A3-038	千葉保医大	千葉県立保健医療大学図書館
A3-039	家政大	東京家政大学図書館
A4-001	新大旭	新潟大学医歯学図書館（旭町分館）
A4-002	信大医	信州大学附属図書館医学部図書館
A4-003	金医大	金沢医科大学図書館
A4-004	松歯大	松本歯科大学図書館
A4-005	日歯大新	日本歯科大学新潟生命歯学部図書館
A4-006	富大医薬	富山大学医薬学図書館
A4-007	福井大医	福井大学附属図書館医学図書館
A4-008	長野看大	長野県看護大学付属図書館
A5-001	名市大川澄	名古屋市立大学総合情報センター川澄分館
A5-002	愛院大歯	愛知学院大学歯学・薬学図書館情報センター
A5-003	藤田学園医	藤田学園医学・保健衛生学図書館
A5-004	愛医大	愛知医科大学医学情報センター（図書館）
A5-005	朝日大	朝日大学図書館
A5-006	浜医大	浜松医科大学附属図書館
A5-007	岐大医	岐阜大学医学図書館
A5-008	名大医	名古屋大学附属図書館医学部分館
A6-001	京府医大	京都府立医科大学附属図書館
A6-002	阪大生	大阪大学附属図書館生命科学図書館
A6-003	京大医	京都大学医学図書館
A6-004	奈医大	奈良県立医科大学附属図書館
A6-005	和医大紀	和歌山県立医科大学図書館紀三井寺館
A6-006	阪市大医	大阪市立大学学術情報総合センター医学分館
A6-007	阪医大	大阪医科大学図書館
A6-008	関医大	関西医科大学附属図書館
A6-009	神大医	神戸大学附属図書館医学分館
A6-010	阪歯大	大阪歯科大学図書館
A6-011	兵庫医大	兵庫医科大学図書館

A6-012	近大医	近畿大学医学部図書館
A6-013	滋医大	滋賀医科大学附属図書館
A6-014	神常盤	神戸常盤大学図書館
A6-015	滋慶院大	滋慶医療科学大学院大学図書館
A7-001	岡大鹿	岡山大学附属図書館鹿田分館
A7-002	徳大蔵	徳島大学附属図書館蔵本分館
A7-003	広大霞	広島大学図書館霞図書館
A7-004	取大医	鳥取大学附属図書館医学部分館
A7-005	山口大医	山口大学図書館医学部図書館
A7-006	川崎医	川崎医科大学附属図書館
A7-007	島大医	島根大学附属図書館医学図書館
A7-008	高大医	高知大学総合情報センター（図書館）医学部分館
A7-009	香大医分	香川大学図書館医学部分館
A8-001	長大医	長崎大学附属図書館医学分館
A8-002	九大医	九州大学附属図書館医学図書館
A8-003	久大医	久留米大学医学図書館
A8-004	鹿大桜	鹿児島大学附属図書館桜ヶ丘分館
A8-005	九歯大	九州歯科大学附属図書館
A8-006	福岡大医	福岡大学図書館医学部分館
A8-007	産医大	産業医科大学図書館
B3-001	科学院	国立保健医療科学院図書館
B3-002	国がん	国立がん研究センター図書館
B3-003	連中	国家公務員共済組合連合会中央図書室
B3-004	医師会	日本医師会医学図書館
B3-005	聖路加医	聖路加国際メディカルセンター教育・研究センター医学図書館
B3-006	埼玉がん	埼玉県立がんセンター図書館
B3-007	東京厚年	東京厚生年金病院図書室
B3-008	千葉 MC	千葉メディカルセンター図書室
B3-009	日看協	日本看護協会図書館
B3-010	群馬がん	群馬県立がんセンター図書室
B3-011	国医セン	国立国際医療研究センター図書館
B3-012	都看協	東京都看護協会図書室
B3-013	国成育医	国立成育医療研究センター図書館
B3-014	歯医師	日本歯科医師会図書館
B3-015	千葉がん	千葉県がんセンター図書室
B3-016	国病文献	国立病院機構文献情報センター
B3-017	旭中央病	総合病院国保旭中央病院図書室
B3-018	千葉東病	千葉東病院図書室
B3-019	群馬小児	群馬県立小児医療センター図書室
B3-020	NCNP	国立精神・神経医療研究センター図書館
B3-021	多摩医療	東京都立多摩総合医療センター図書室
B3-022	都済生中央	東京都済生会中央病院医療情報センター図書室

B3-023	都医学研	東京都医学総合研究所図書室
B3-024	東ベイ	東京ベイ・浦安市川医療センター国際図書館
B3-025	東警察病	東京警察病院図書室
B3-026	榑原記念病	榑原記念病院図書室
B5-001	愛知がん	愛知県がんセンター図書室
B5-002	静岡がん	静岡県立静岡がんセンター医学図書館
B5-003	聖隷浜	聖隷福祉事業団聖隷浜松病院図書室
B5-004	岐阜医療	岐阜県総合医療センター図書室
B5-005	一宮西病	一宮西病院図書室
B6-001	田附研	田附興風会医学研究所図書室
B6-002	天理病	天理よろづ相談所病院医学図書館
B6-003	麻酔博	日本麻酔科学会麻酔博物館
B6-004	国循	国立循環器病研究センター図書館
B7-001	放研	放射線影響研究所図書館
B7-002	高知医療	高知県・高知市病院企業団立高知医療センター図書室
B7-003	中国労	労働者健康福祉機構中国労災病院図書室
B7-004	呉医療	国立病院機構呉医療センター図書室
B7-005	倉敷中病	大原記念倉敷中央医療機構倉敷中央病院図書室
B7-006	島根県中	島根県立中央病院図書室

協力会員

E3-001	国医情	国際医学情報センター
E3-002	医中誌	医学中央雑誌刊行会

特定非営利活動法人日本医学図書館協会中央事務局案内

住所ほか

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-3

富山房ビル 6 階

T E L 03-5577-4509

F A X 03-5577-4510 (F ネット)

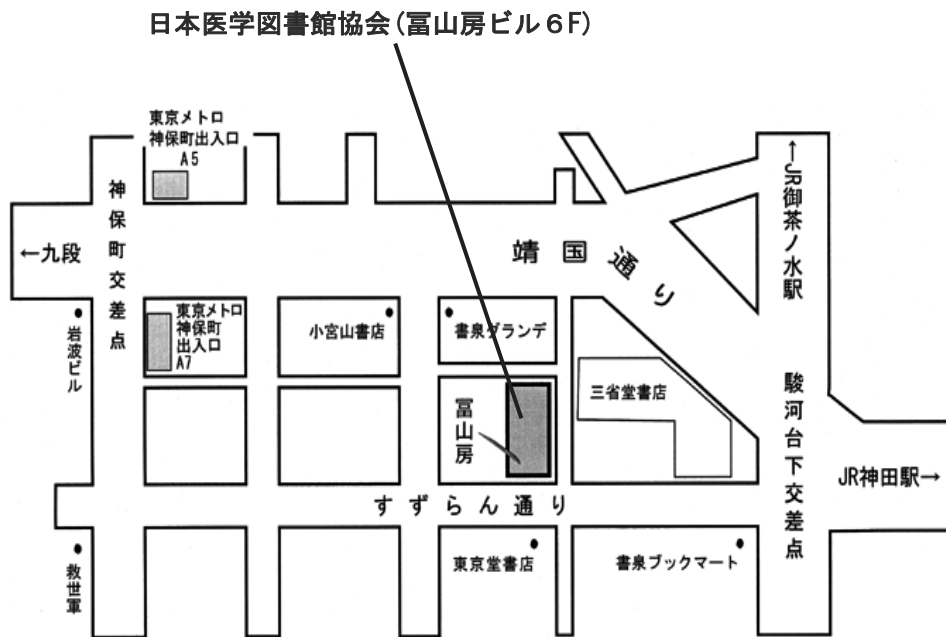
E-mail jmlajimu@sirius.ocn.ne.jp

業務時間帯 (平日) 9:00～17:00 (土日祝日は休み)

名 簿

事務局員 宇佐見 由美
西 和美

案内図



最寄り駅からの所要時間

地下鉄 神保町駅 A7 出口から 徒歩 3 分
(都営三田線、都営新宿線、東京メトロ半蔵門線)

編集後記

今年度は、総会議決事項の関連で改訂箇所が多かったにもかかわらず、関係各位のご協力により、例年どおりのスケジュールで無事要覧をお届けすることができました。

今回は、次の箇所について改訂したことをお知らせいたします。

- ①各種名簿類の会員番号・略称の新設定への対応
- ②協会の現状の「平成 25 (2013)年度～平成 27(2015)年度 重点事業目標」
- ③協会の現状の「協会関連名称の英語表記」の掲載
- ④活動報告の「総務会活動」に含まれていた「会員の動向」を、別項目として掲載
- ⑤規程集の細則の掲載順を、定款の章立てに合わせて変更
- ⑥細則・規程の制定及び改正（総会運営に関する細則、受託事業作業費に関する内規、委員会内規抜粋版 など）

特定非営利活動法人日本医学図書館協会要覧 2013

平成 25 年 9 月 1 日発行

All Rights Reserved

編 集	特定非営利活動法人日本医学図書館協会 企画・調査委員会
発 行	特定非営利活動法人日本医学図書館協会
印 刷	株式会社三友社

